

平成27年度
スクールソーシャルワーカー活用事業
実践活動事例集



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

初等中等教育局児童生徒課

平成28年9月29日(木)

各都道府県・指定都市・中核市の取組

《注》

「【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例」に係る問題の種別については、各都道府県・指定都市・中核市の判断により、下記の区分から選択されたものである。

- ①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等）
- ②いじめ
- ③不登校
- ④児童虐待
- ⑤暴力行為
- ⑥その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等）

北海道教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒への支援を行うスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を配置し、教育相談体制を整備する。

（2）配置計画上の工夫

委託した市町村がSSWをより有効に活用することができるよう、任用するSSWは福祉や教育の分野において、専門的な知識・技術を有する者又は活動経験の実績等がある者も可とするとともに、SSWの勤務日数や勤務時間については、任用した市町村が地域や学校の実情に応じて設定できることとしたこと。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・北海道の広域性を踏まえ、スーパーバイザー（以下SV）を1名、エリアスーパーバイザー（以下ASV）を6名配置し、市町村教育委員会、SSW、道立学校からの相談を受け、必要に応じて支援を行う。
- ・27市町村にSSWを延べ39名配置。SSWの資格は、教員免許状所有者27名、社会福祉士7名（教員免許状所有者と重複2名）、精神保健福祉士6名（社会福祉士と重複5名）、心理に関する資格所有者7名、その他SSWの職務に関する技能の資格所有者5名、支援・相談活動の実績等がある者4名である。
- ・SSWの勤務形態は、原則として勤務日数、勤務時間等については、地域や学校の実情に応じて柔軟に設定することとしており、年間で平均150日程度の勤務が行われている。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

活動方針等に関する指針については、SSW活用事業のねらい、職務、主な活動等を実施要綱で示すとともに、教育相談、SSWの効果的な活用に応じた留意点等を解説したSSW活用実践事例集などにより広く周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・全道連絡協議会…SSW、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV
- ・地域別研修会…SSW、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV、SC、教員等
- ・SSWフォーラム…SSW、市町村教育委員会担当者、指導主事、SV、ASV、SC、教員、学生、福祉関係機関担当者等

（2）研修回数（頻度）

- ・全道連絡協議会…2回（札幌市）
- ・地域別研修会…6回（地区で各1回…室蘭市、釧路市、岩見沢市、札幌市、名寄市、北見市）
- ・SSWフォーラム…1回（札幌市）

（3）研修内容

- ・全道連絡協議会…平成27年度SSW活用事業についての行政説明、大学教授を講師としたSSWに求められる役割についての講話、事例発表とそれについての協議（SVによる助言）を行った。
- ・地域別研修会…学校における今日的な課題及びSSWが求められることについての行政説明、持参資料に基づく事例発表及び発表内容に対する質疑応答、SSWが学校のニーズを共有するための具体的な方策についての研究協議（ASVによる助言）を行った。
- ・SSWフォーラム…平成27年度の事業の概要等についての行政説明、市町村SSWによる学校や関係機関との連携を深める取組についての実践報告、「学校や関係機関と連携した問題の解決に向けて」と題したパネルディスカッション（SVによるまとめ）を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・全道連絡協議会において、講話を通して、SSW活用事業と職務についての理解を図った。
- ・地域別研修会においては、SVやASVのほかSCや教員等が加わり、実践事例を基にSSWの学校へのアプローチや具体的な連携の方策についての協議を通して、効果的・実践的なスクールソーシャルワークの在り方を確認することができた。
- ・SSWフォーラムでは、実践報告及びパネルディスカッションを実施し、参加者がソーシャルワーカーの役割と効果的な活用に向けた理解を深めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

SVを1名設置するとともに、北海道の広域性から6名のASVを設置しており、いずれも、社会福祉の専門家である大学教授等である。

○活用方法

SV及びASVは、委託先市町村、道教委SSW、各市町村SSWからの相談を受け、適切な指導助言を行うとともに、必要な場合には、学校において研修等を実施する。

（6）課題

- ・SV、ASV、道教委SSW、各市町村SSW等の業務の確認を行うとともに、教育局、市町村教育委員会を含めた全道的なネットワークを強化する必要がある。
- ・SSWが学校の組織や教育活動及びニーズを踏まえた対応を理解する内容を研修会に位置付ける必要がある。
- ・SSWの人材育成、資質向上を図る取組の充実が必要である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】生活困窮家庭の不登校に対して社会資源を活用した支援をするための活用事例（①貧困対策、③不登校）

（1）本人及び家庭の状況

- ・当該児童（小学校女子）は、小学校入学後、授業についていけず、級友からの言葉に傷つくことが度重なり、転居により学校が変わったが、不登校の状況が続いている。母子分離不安の診断も受けている。
- ・当該家庭は、母親と子ども2人の3人家族であり、生活保護を受給している。
- ・母親は、心療内科を継続的に受診しており、些細なことで気持ちが不安定になってしまうこともあるため、当該児童の気持ちも不安定になるなど、親子で影響を与え合っている。

（2）SSW等の活用と関係機関との連携

- ・SSWは、登校のみを目標とせず、当該児童の生活歴や現状を踏まえ、就学・教育環境の整備に着目し、支援を行った。

（各機関の関わり）

- ・学校：担任や特別支援教育コーディネーターはSSWと情報交換するとともに、当該児童に級友からの手紙を用意するなど、当該児童が登校に向けた意欲をもつような取組を行った。
- ・SSWがつなぎ役となり、当該児童を中心としつつ、生活が困窮する家庭への支援も多面的に検討し、フォーマルな資源（市の学習支援事業など）とともに、インフォーマルな資源（不登校親の会など）も活用し、支援体制を整えた。
- ・市の福祉部局：生活保護世帯・困窮世帯の子どもの学習支援事業を活用し、支援員とマンツーマンで学習する機会を提供し、学習支援だけでなくコミュニケーショントレーニングもできる体制を整えた。

（3）当該児童の変容

- ・当該児童は、学習支援を利用するようになったことから、人との会話に少し慣れ始め、「クラスの友だちからもらった手紙に返事を書きたいから漢字が書けるようになりたい」という思いを表現するようになった。
- ・バス停から学習支援の場所まで児童一人で歩いて来られるようになるなど、母親から離れ、自分の行き場所を得たという思いが、当該児童に芽生えてきている。
- ・人とつながり始めることで、人に裏切られないかといった新たな不安への対処や頑張りすぎることによる疲労への対応など新たな課題に対応するために、関係機関が連携しチームで当該児童を支える体制整備を続けていく必要がある。

【事例2】怠学傾向の生徒に支援のネットワークを構築し対応するための活用事例（③不登校）

（1）本人及び家庭の状況

- ・当該生徒（中学校男子）は、姉も中学校時代に不登校であったため、登校しようという意欲に乏しい。
- ・母親は、持病により入退院を頻繁に繰り返しており、養育能力も低い。また、母親の入院時に兄妹の面倒を見ていた姉が就職して家を離れることになった。
- ・小学校の妹も不登校となった。

（2）SSW等の活用と関係機関との連携

- ・当該生徒が朝の支援があれば登校できるとの意思を示したことから、SSWは、毎朝訪問して登校支援をし、登校のリズムを整えるよう促した。

（各機関の関わり）

- ・学校：中学校では、SSWから当該児童や家庭環境等について情報提供を受け、それらに基づいて学級担任から1時間でも登校して教室で授業を受けるように働きかけるとともに、学校祭の準備など学校行事にも参加するよう働きかけた。同時に小学校でも妹が登校した時には校長が校門で声掛けを継続して行ったり、欠席した場合にはSSWに連絡し、欠席が続くことのないようにした。また、中学校と小学校間でも当該兄妹に関する情報共有を行った。さらに、不登校の状況が改善されない場合も想定し、その場合は適応指導教室への登校を勧めることとした。
- ・SSWがつなぎ役となり、兄妹の学校及び市の福祉部局、児童相談所等とも連携を図り、登校に向けた支援を行った。また、母親の入院時には、兄妹が施設でのショートステイを利用できる体制を整えた。
- ・市の福祉部局：SSWが欠席状況を報告し、それらの情報も踏まえて、ケースワーカーが家庭訪問時に母親に対して養育指導を行った。

（3）当該生徒の変容

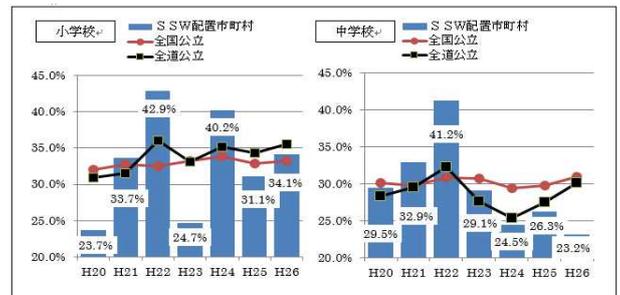
- ・担任から学校行事に参加するように働きかけ、学校祭の準備に意欲的に取り組ませることで、登校する日数を増やすことができた。
- ・SSWが行っていた登校支援を、時々母親が行ったことにより、当該生徒と母親が積極的に関わろうとする姿が見られるようになった。
- ・妹に対してもSSWと学校が連携して支援をしたことにより、妹の自己有用感が高まり登校できるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）SSW活用事業の成果

平成20年度から平成26年度の間不登校の解消率の経年変化を見ると、SSWを配置している市町村の小・中学校における不登校の解消率は、年度により増減が生じているほか、全道平均や全国平均を上回ったり、下回ったりするなどの傾向も見られ、一概に成果が出ているとは言えない状況にある。

しかし、SSWの活用事例でも記載したように、個別の事例からは、登校できるまでには至らないものの、SSWが児童生徒の置かれている環境へ働きかけることにより、学校と家庭、関係機関の連携協力した取組が進められ、児童生徒が抱える問題の解決が確実に図られつつあることで、好ましい変化が表れているという成果も多く見られた。



（2）今後の課題

- ・SSWの役割やその活用を十分に理解できていない学校が多いことから、広報や実践事例集によりSSWの役割や実践事例を広く周知するとともに、地域における各種会議や校内研修会等にSSWを派遣し、SSWの理解と効果的な活用について周知する必要がある。
- ・効果を上げた事例を踏まえ、問題への対応においてSSWが効果的に活用されるよう、市町村教育委員会や学校、SSWが支援の目標とそれぞれの役割や分担を明確にするとともに、関係機関と連携協力した取組を進める必要がある。

青森県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・公立学校において、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図る。
- ・学校と関係機関等とのネットワーク構築、学校内のチーム体制構築や、保護者・教職員の支援について、教員及び学校に対し、適切な指導及び援助を行う。

（2）配置計画上の工夫

6教育事務所に計12名及び6県立学校に計6名のスクールソーシャルワーカーを配置し、市町村教育委員会や県立学校長の申請に基づき、県内の市町村立小中学校及び県立学校等に派遣した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・小・中学校対応（12名）：教員免許状（11名）、保育士（1名）、学校心理士（1名）、介護福祉士（1名）、社会福祉士（1名）、精神保健福祉士（1名）、初級教育カウンセラー（1名）
- ・県立学校対応（6名）：教員免許状（1名）、社会福祉士（4名）、介護福祉士（1名）、精神保健福祉士（1名）、保育士（1名）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカーを効果的に活用するために」（活動方針等に関する指針）を策定し、各市町村教育委員会及び各教育事務所等が参加する連絡協議会で、配布・周知した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、各教育事務所担当指導主事、配置県立高校担当教員

（2）研修回数（頻度）

年2回

（3）研修内容

- ・社会福祉士会による講演
- ・情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

- ・平成27年度から実施したため、活動の実践を共有することで、対応の流れ等について情報交換することができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・スーパーバイザーは設置していない。

（6）課題

- ・研修の機会を増やし、スクールソーシャルワーカーの資質向上を急ぐ必要がある。
- ・関係機関との事例検討会を実施し、その連携を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境や発達障害から暴力行為を繰り返すに至った児童のための活用事例（⑤⑥）

1 概要

暴力行為を繰り返す児童がSSWの支援により地域等からの理解を得ることで取り巻く環境が改善した。

2 背景

父親の犯罪と母親の行方不明によって、兄弟が一時祖父宅に預けられるが、マスコミから逃れるため、児童養護施設へ入所する。しかし、施設でも学校でも粗暴行為が続き、平成27年9月に親族里親制度を活用し、祖父宅へ引き取られることになる。そのため、児童相談所が中心となり、祖父・祖母及び兄弟への支援を行うこととなる。転入後は、数回にわたり他児童への暴力行為があった。

3 SSWの支援・取組

支援の中心は、児童相談所であるので、支援を取り仕切るような立場ではないが、定期的に様子を伺い、

粗暴行為に係る対応への助言を行った。

- ・助言1 P T A会長への協力依頼（父親の事件内容を考えると、保護者や地域が不安に思う可能性があるため、事前に協力を依頼することを助言）
- ・助言2 教育委員会と連携（何かあったらすぐに教育委員会へ連絡し、細かく様子を伝えるよう助言）
- ・助言3 児童相談所への積極的な働きかけ（何かあったらすぐに児童相談所へ連絡し、学校の困り感を伝えることや今後の児童に対する対応について積極的に連絡・相談することを助言）

4 結果

- ・助言1 事前に情報を提供したことにより、保護者は落ち着いた様子を保っている。
- ・助言2 教育委員会と密に連携をとったことで、問題の重大性が認識された。その後、児童を警察や関係機関に託すことなく、地域で育てたいという気運が高まり、予算を編成し、児童専属の支援員を配置することとなった。また、中学進学後に特別支援学級在籍を図るため、就学支援委員会に諮られたが、会議の参加者から「中学卒業後も支援が必要」との声が上がり、児童相談所が中心となったケース会議を開く原動力となる。
- ・助言3 祖父、祖母と兄弟への支援のみを行っていたが、学校からの相談が多くなり、児童相談所としてできる支援策（セカンドステップ）を実施した。その結果、定期的に学校を訪問し、情報共有が図られたことで学校との信頼関係が強まった。

【事例2】家庭と連絡が取れない不登校児童への対応事例（③⑥）

1 概要

ケース会議（組織での対応）や市生活福祉課の協力等によって、本人の安否確認ができ、本人や保護者への支援のきっかけができた。

2 背景

5年生児童（女子）の問題行動（自閉傾向等）について保護者から相談があり、それをうけて学校ではSSW等を含めたケース会議を開催した。

3 SSWの支援・取り組み

保護者・担任等との面談を繰り返すとともに、発達障害等の検査（WISC検査）を実施する関係機関（病院）を紹介した。相談・検査等にはSSWが同行した。

4 結果

検査結果に基づいて、関係機関、学校と家庭が連携し合い、児童の支援を行うことになり本人のストレスも解消され、対人関係のトラブルや不注意等（忘れ物）が少なくなった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・平成26年度との比較において、対応学校数（小21→39、中12→43、高9→23、特1→4）が増加している。
- ・平成26年度との比較において、県全体の継続支援対象児童生徒が抱える問題への支援が168件から366件へと大幅に増加しており、特に不登校46→84、家庭環境の問題18→45と増加が顕著である。また、問題が「解決した」及び「好転した」事例数は105→213と増加している。
- ・平成26年度との比較において、連携した関係機関等の数が74→165と増加している。

以上のことから、SSWの役割と必要性が周知されつつあり、これまで学校だけでは解決できなかった家庭に関わる悩み等を抱える児童生徒を、関係機関等と連携することによって、支援し解決へとつなげている。

（2）今後の課題

- ・各学校に対するSSW配置事業及びSSWの活用に係る周知の継続。
- ・SSWとしての資格を持つ人材の確保と勤務に見合う報酬の確保。
- ・「一人親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」による増員に向けた、SSWの人員の確保。
- ・連絡協議会の内容の検討（SSW間の情報交換、市町村等の関係機関との連携づくり）。

秋田県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・不登校や問題行動等の解消

（2）配置計画上の工夫

- ・総合教育センター、北教育事務所、中央教育事務所、南教育事務所、計4か所に配置。
- ・教育事務所に配置することにより広域カウンセラー（臨床心理士）と連携した対応が可能。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- <配置人数> 総合教育センター、3教育事務所、計4名
- <主な資格> 退職教員（校長経験者4名）
- <勤務形態> 1日6時間×96日×4か所

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・事業内容やスクールソーシャルワーカーの役割、活動例について記載したリーフレットを作成し、各教育事務所から市町村教育委員会を通じて、各小中学校に配付した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ひきこもり相談支援者研修会
- ・全県指導主事等連絡協議会SSW部会（年2回）
- ・地域生徒指導研究推進協議会
- ・「SSW配置事業」研修会

（2）研修回数（頻度）

- ・年間8回程度

（3）研修内容

- ・文科省連絡協議会報告の伝達
- ・これまでの取組及び成果と課題
- ・情報交換
- ・ひきこもり、不登校に関する講話
- ・問題行動事例研究

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ひきこもり相談支援者研修会における家族支援の在り方について
- ・ソーシャルワーク専門職によるスクールソーシャルワークの実践事例

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置 なし
- 活用方法 なし

（6）課題

- ・SVの設置及びSVによるSSWの資質向上に関わる研修の実施
- ・適応指導教室の活性化に関わる各教室への情報提供と関係職員の研修の工夫

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】高校生の不登校解消のための活用事例（①、③）

- ・中学校の頃から不登校気味であった男子生徒が高校生になっても登校を渋る状況が続いたため、高校から教育事務所に相談があり、SSWを紹介した事例。
- ・家庭環境の問題（母子家庭、母親は外国人、祖父・父の虐待のため別居中等）が背景にあったことから、それまで関わってきた関係機関等と共通理解を図り、今後の方向性を考えるためケース会議を提案した。
- ・市福祉部局の生活支援課と児童家庭課、母親、学校の教職員にSSWが加わり、互いがもっている情報を交換し合ったことにより、不登校の背景と学校の支援の方向性が明確になった。
- ・ケース会議後は、本人の気持ちを確かめながら対応していく必要性が確認できたので、SCの活用につながった。

【事例2】登校不安（総合教育センター教育相談との連携）のための活用事例（③）

（本人・家庭）

- ・対象児童：小6男子 場面緘黙 不登校傾向
- ・父親：厳しい 母親：登校のための着替えや持ち物を準備してやる。

（問題の概要）

- ・小4のとき、登校しぶりが見られた。小5から総合教育センターに月1回のペースで相談に通った。小5では登校しぶりが解消されたが、小6になって環境の変化に対応できず登校しぶりや遅刻が見られるようになった。修学旅行に参加できなくなったり、場所が変わるとトイレや食事ができなくなったりした。7月に相談して回復傾向が見られたものの、中学校進学を控え、環境の変化に対応できるかどうか本人も保護者も不安に思っていた。

（小中連携にかかわるSSWの役割）

- ・中学校進学を前に母親が再び相談に来所した。総合教育センターからは、小学校から中学校への引継ぎが大事であること、中学校への引継ぎを手伝うこともできることを伝えた。2月にSSWが相談に関わることについて母親の了承を得て、面談に加わった。SSWが在籍小学校を訪問して児童に関わる資料提供を依頼し、進学先の中学校を訪問して情報提供した。
- ・市の教育委員会にもこれまでの経緯を報告し、支援員の継続について保護者が希望している旨を伝えた。市教育委員会からは「保護者の希望は実現可能であり情報を踏まえて対応したい」の返答をもらった。

（成果と課題）

- ・SSWが小・中学校や関係機関につなぐことにより環境が整備され、保護者や児童が抱いていた不安材料を除くことができた。
- ・今後も継続的な支援の在り方や環境への働きかけが必要と考える。中学校入学後の状況把握にも努める必要がある。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・学校訪問等で活動紹介を続けてきたことにより、スクールソーシャルワーカー事業への理解が昨年度より広まった。
- ・ケース会議を開催し、方策を明確にしたり、関係機関等と連携したりしたことにより、解決の方向に進んだ事例があった。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーとして関わった事例については、学校、関係機関と共に活動することができたが、県内の学校数からするとまだ一部に過ぎない。具体的な活用の事例等を紹介して活用を促していきたい。
- ・社会福祉士等の資格をもつSSWの任用

山形県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめや不登校等を課題とする小学校へスクールソーシャルワーカー（以下SSW）を派遣し、児童の状況や学校・地域の実情を踏まえた支援を行うことができるようにする。

また、各教育事務所に設置してある「いじめ解決支援チーム」の構成員にエリアSSWを含め、「いじめ未然防止」に係る活動・いじめ重大事案発生時の対応を行うことができるようにする。

（2）配置・採用計画上の工夫

県内4教育事務所管内ごとに、各市町村教育委員会からの情報を集約し、課題を抱えている優先順位の高い小学校にSSWを派遣する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

①配置人数：小学校20人（小学校20校）、教育事務所4人（各教育事務所1人×4カ所）

②主な資格：教員資格、社会福祉士資格、精神保健福祉士資格

③勤務形態：週2日×1日6時間×年35週 但し必要に応じて週3日×1日4時間、週4日×1日3時間（年420時間以内）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

①全県市町村教育委員会指導主事会議において、SSW事業の趣旨及び活動方針について周知し、連携・協力体制の構築を図る。

②県内4教育事務所ごとに、小中学校長会議を開催し、SSW事業の趣旨及び活動方針について周知し、効果的な活用及び改善に向けた方策等について情報交換を行っている。

③SSWの効果的な活用事例を、教育事務所を通じて各市町村教育委員会及び各学校に周知している。

④「SSW」の役割や活動主旨等を記載した活動指針の資料を作成し、各SSW、委員会、学校に周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

県全体での研修会、教育事務所ごとの研修会を開催し、支援・相談に係る資質・能力の向上や、関係機関とのネットワーク構築力の向上、SSW相互の情報共有等を図っている。

（2）研修回数（頻度）

県全体での研修会を年2回、教育事務所ごとの研修会を年2回開催

（3）研修内容

県単独で実施している教育相談員（中学校40校配置）と合同の研修会を開催し、各地域における小中間の情報共有や連携強化を図っている。

①第1回全県教育相談員・SSW研修会「不登校児童生徒の支援について」（講師：FR教育臨床研究所 所長）

②第2回全県教育相談員・SSW研修会「発達障がい理解と支援のポイント～子どもの困り感をいとらえるために～」（講師：山形県総合療育訓練センター診療科長）

③各教育事務所主催による「いじめ・不登校の未然防止と早期・適切な対応について」

（4）特に効果のあった研修内容

具体的事例を基にした実践発表と協議・情報共有

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 無し ○活用方法

（6）課題 関係諸機関との連携による支援を行う能力の向上

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困対策のための活用事例（①）

小学校3年男児A男、母親は知的障がいと精神疾患があり、精神科受診中。二人暮らしで祖父母が老人保健施設入所中。母子は障害者年金での生活であるが、自宅の維持費や車の管理費や入所費用などは祖父母の年金でまかない、その管理は母親が行っていた。支出金額が祖父母の年金額を超えるため、母親は、通帳の残高が減っていくことが不安で精神的に不安定になり、A男の登校の送り出しに支障が出てきた。

母親は漢字が読めない状況のため、学校とSSWが関わり、母親の了承のもと、祖父母の年金額や老人保健施設の入所費用の領収書等の確認を行った。その結果、施設サービスの居住費と食費の負担限度額の軽減がなされていないことや、介護度の高い祖母を老人保健施設から特別養護老人ホームに変更することで大きな負担軽減になること等が分かった。

生活困窮者自立支援制度の自立相談支援事業の相談員に依頼して、祖母の特別養護老人ホームの申請手続きと、祖父の負担限度額の申請に同行支援してもらった。それが適用となったことで、入所費用とA男の母親の生活支援の一部を、祖父の年金の範囲内に収めることができるようになった。

当面の経済的な不安は改善されたものの、様々な母親のストレスのはげ口がA男に向かうこともある。A男にとっても、学校からのプリントの内容が理解できない等、母親の病気や障害が家庭環境の問題となっている。今後も、母親の障害者支援サービスの担当者と連携し、訪問指導の役割を分担し、情報を共有しながら、継続支援に当たっていく予定である。

【事例2】発達障がい等に関する問題のための活用事例（⑥）

小学校4年男児B男は、1・2年時は通級学級に在籍していたが、3年時より特別支援学級在籍となる。家庭での課題や困難性・家族の困り感もあり、医療関係を受診し、服薬・対処法も行ってきたが、改善は見られなかった。母親は、A男の帰宅後、B男に付ききりで居住地域の施設の利用も断られ、非常に大きなストレスを抱えていた。

SSWは、母親との面談や学級担任からの情報提供等をもとに、家族構成や就学前までの状況及び支援内容、他機関との連携状況を精査した。その上で、支援体制の調整を図り、主にソーシャルサポートを行う方針で支援を進めた。母親のストレス緩和には、同居家族からのサポートが十分でないことや、情報提供や問題解決への情緒的サポートのために、学校と地域生活支援センターの連携を提言し、SSWが関係を構築し、学校に繋げた。そして、学校より、母親に当センターの利用を提言し、母親は定期的にセンターの相談員と面談を行うに至った。

その後、家庭・学校・地域支援生活センターが連携して（医療機関も継続）、放課後等デイサービスや行動援護などの活用（福祉サービス）も開始され、家庭内のエンパワメントも構築された。こうした母親のストレスが緩和されたことが、B男の学校生活にもプラスに働くようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

SSWと学校が支援を行い、改善が見られた事例の割合は、以下の通りである。

①いじめ・暴力行為・その他の問題行動等について：75%

②不登校について（年間30日以上欠席児童：60%、年間30日未満の児童：68%）

以上の数値より、問題行動等については、児童の思いを理解し、寄り添った支援が、改善につながることがわかる。また、前年度に比べると、年間30日以上欠席児童に対する効果的な支援が増えてきている。（今年度60%、前年度46%）

（2）今後の課題

本県のSSWは、教員経験者が多く、一人一人の児童・保護者の思いや特性に応じた支援に長じている傾向がある。その反面、社会福祉士等の有資格者の割合が低く、医療・福祉等の関係機関との連携・協力体制を構築し、ネットワークによる支援を行った事例についてはまだまだ少ない現状である。

そういった課題を改善すべく、平成28年度からは、社会福祉士等の有資格者8名を「家庭環境支援のためのスクールソーシャルワーカー」として、8市町村に配置する予定である。学校、市町村教育委員会、スクールソーシャルワーカーの三者が連携して、協働で児童生徒やその保護者等に対応できる環境を整備するとともに、各機関とのネットワークづくりを進めていきたいと考えている。

茨城県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー派遣の主な目的

社会福祉等の専門性を有するスクールソーシャルワーカーを、支援を必要としている小学校及び中学校に派遣し、児童生徒が置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりしながら、問題を抱える児童生徒の支援を行うとともに、福祉的な視点や手法を用いて学校の問題解決能力の向上を図る。

（2）派遣・採用計画上の工夫

- ・ 市町村教育委員会からの派遣要請に応じて、小学校及び中学校に派遣
- ・ 経験豊富なスクールソーシャルワーカーをスーパーバイザーとして派遣し、スクールソーシャルワーカーの資質の向上や、必要に応じて複数で対応できる体制を整備
- ・ 新たにスクールソーシャルワーカーを採用する際には、県社会福祉士会等に推薦を依頼
- ・ 次年度の採用計画作成に向け、全スクールソーシャルワーカーに対して勤務可能日数等についての聞き取りを実施

（3）派遣人数・資格・勤務形態

- ① 派遣人数：10名
- ② 資格：社会福祉士8名，精神保健福祉士3名，教員免許保有者6名，大学教授1名，教育相談員2名（重複有り）
- ③ 勤務形態：【派遣型】原則週1回4時間（派遣回数12回）※実態に応じて、派遣回数等を変更可能

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

【主な内容】 スクールソーシャルワーカー活用事業の、①ねらい，②派遣方式，③資格，④活動内容，⑤活動にあたっての配慮事項，⑥活動のイメージ，⑦派遣校における一日の様子（例）を記載

【周知方法】 「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用に向けて」の資料を作成し、各市町村教育委員会に配付するとともに、指導主事等研究協議会（年3回）等において活用を周知

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- スクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

- 年1回（5月）

（3）研修内容

- 平成27年度スクールソーシャルワーカー活用事業に係る組織及び連絡体制づくり，活動の方向性についての共通理解
- 個別のケース検討及び関係機関等との効果的な連携
- 派遣校における活動状況についての情報交換等

（4）特に効果のあった研修内容

- 個別のケース検討において，参加者一人一人が問題解決の当事者の立場で考えることができ，その後の実践的な活動に結びつく研修となった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置：なし
- 活用方法：なし

（6）課題

- 研修会開催回数の拡大（支援方法等の協議や情報交換の機会の確保）
- 実際の支援に対する助言等が受けられる体制づくり（スーパーバイザーの活用等）

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校解消のための活用事例（③不登校）

【概要】

- A（中3，男）に関する事案
- 母親は外国出身
- Aは，父親と死別後，不登校の状況となった。

【経過と対応】

- ケース会議にスクールソーシャルワーカーも参加し，情報を共有するとともに，A及び家族の困り感等の把握・理解を図りながら支援について協議した。
- スクールソーシャルワーカーは，派遣日には必ず関係職員との間で各役割の確認を行った。
- 教員やスクールソーシャルワーカーが家庭訪問を繰り返す中で，母親は関係機関から届けられる書類等に対し，日本語が十分理解できないために提出や支払い等ができずにいることが分かった。これまで，簡単なものはAが対応していた。
- スクールソーシャルワーカーが親子に同行し，関係機関に出向いて話を聞いたり，手続きの補助を行ったりした。
- スクールソーシャルワーカーが，日本の社会保障の仕組みについて親子に説明したほか，詳細については，関係機関に協力を求めた。
- スクールソーシャルワーカーとAとの面談の中で，Aにおいては学習面における不安も不登校の要因になっていることが分かり，担任等が放課後等を活用して家庭訪問を行い，Aに対し個別に学習支援を行った。

【結果】

- 生活状況を大きく改善するには至らなかったが，関係者の励ましやAの努力もあり，高校進学を果たすことができた。

【事例2】貧困問題等，複合的な家庭環境の問題に対応するための活用事例（①貧困対策，③不登校，⑥その他）

【概要】

- 発達障害のある二人の児童，B（小2，男，弟），C（小3，女，姉）に関する事案
- 母親について
 - ・ 精神的に不安定，精神科を受診，BとCを簡単に休ませてしまう状況
- 父親について
 - ・ ひきこもりで未就労，生活保護受給，DV問題

【経過と対応】

- 校内ケース会議においてスクールソーシャルワーカーに概要が伝えられたが，状態像の背景が見えてこないことから，アセスメントが必要なこと確認し，役割分担の上，情報収集を行うことにした。
- コーディネーターの教員が母親とスクールソーシャルワーカーとの面談を設定し，スクールソーシャルワーカーが母親と丁寧に面談を行うなど，それぞれが役割をしっかりと務め，アセスメントの材料を集めた。
- スクールソーシャルワーカーとの面談の中で母親からは，父親によるDV問題に加え，二人の児童が抱える発達障害に気付きながらも受け入れられない思いなどが徐々に語られた。
- スクールソーシャルワーカーによる「素敵なお子さんですね」との言葉に，母親は，「子供たちが素敵な自分を生かしながら，自分たちの力で生きていけるようになるはどうか」を考えるようになった。
- スクールソーシャルワーカーは，母親とプランニングとモニタリングを重ねながら，生活再建に向け一緒に歩んだ。
- 母親のエンパワーメントにより，二人の児童については療育手帳を取得するに至ったほか，離婚，債務整理，就労，子供たちの福祉サービス利用などの手続きを，母親自身が進めた。地域福祉サービスの利用に至るまで，コーディネーターの教員が果たした役割はとても大きかった。
- 二人の児童は，新年度から特別支援学校への転校が決まった。児童の学びを考え，特別支援学校に通うことが最善という思いを教職員，市職員，母親が共有するに至ったが，それぞれの心の葛藤は大きかった。スクールソーシャルワーカーは葛藤を理解し，共にいる姿勢に努めた。

【結果】

- スクールソーシャルワーカーがアセスメントすることで，学校が認識していた家庭像と家庭の現状の違いが明らかとなった。学校を中心に地域とも協働し，療育手帳の取得，福祉サービスの利用，特別支援学校への転校が決まるなど，子供たちの環境が短期間で大きく変わったが，スクールソーシャルワーカーが会うたびに子供たちの笑顔が増えていった。
- このスクールソーシャルワークは，ターミネーションを迎えることができたケースだが，福祉的ニーズは高く，今後も地域福祉の関わりが必要な家庭である。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- 平成23年度の事業スタートから5年目を迎え，スクールソーシャルワーカーの取組が充実
 - ・ 派遣回数：230回（+13回）
 - ・ 児童生徒への支援件数：334件（+136件）
【解決・好転したケース：125件・全体に占める割合37.4%（+75件・全体に占める割合+12.1%）】
 - ・ 連携した関係機関等
 - 児童家庭福祉の関係機関：50件（+26件）
 - 保健・医療の関係機関：23件（+16件）
 - 警察等の関係機関：6件（+2件）

※（ ）内は前年度との比較

（2）今後の課題

- 派遣先市町村教育委員会との連携強化（市町村教育委員会担当者とのケース会議・協議会等の実施等）
- 配置方法・配置時間の検討（学校のニーズに応じた対応，配置型への移行等）

栃木教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・学校の努力にもかかわらず解決が困難な問題を抱えている学校に対して、県教育委員会、専門家、市町教育委員会が協力して、保健福祉部局などの関係機関、地域の人材と連携を図りながら問題の解決に向けた学校支援を行う。
- ・貧困など福祉的支援が必要な家庭に対し、福祉部局等と連携して、関係機関に働きかけながら支援のためのネットワークを構築するなど、家庭支援体制づくりに向けた取組を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

県内の各教育事務所（7カ所）に1～2名を配置し、福祉部局との連携や児童生徒、保護者への支援等、その専門性に応じて県内全域の学校に幅広く関わられるようにした。また、児童生徒の問題行動等の背景には、家庭の貧困問題があるケースも多々あることから、3名の健全育成担当SSWrと7名の福祉的支援担当SSWrが協力して貧困対策に取り組めるようにした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 10名
- ・資格等 社会福祉士、精神保健福祉士、保育士、特別支援教育士、認定心理士、県福祉部局OB、県警OB
- ・勤務形態 1日あたり6時間、年間勤務日数105日

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「栃木県スクールソーシャルワーカー取扱い要綱（事業の目的、事業の内容、スクールソーシャルワーカーの主の業務、予算等）」に準じて各教育事務所が地区の実情に応じた活動方針を策定し、文書や学校訪問、市町教育委員会主催の生徒指導担当者連絡会議等にて周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

全SSW、各教育事務所担当指導主事 等

（2）研修回数（頻度）

研修会1回 連絡会議3回

（3）研修内容

研修会…有識者を招いての講話及び班別研修

連絡会議…事例研究 市町教育委員会、学校との連携の在り方等についての情報交換

（4）特に効果のあった研修内容

- ・有識者によるSSWrの職務やSSWrの在り方についての講話
- ・各学校が抱える児童・生徒指導に関する課題等への対応についての事例研究
- ・教育機関と福祉部局及び警察機関との連携を図り対応した事例研究

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 有

○活用方法 対応策の決定の際や対応に困った場合などには、SSWrのSVである弁護士や精神科医からのアドバイスを受ける。

（6）課題

- ・対応事例の多様化に対応できるよう、更なるSSWrの資質向上と研修内容の充実。
- ・SSWrのそれぞれの経験値や資格等の違いから、研修内容の焦点を絞ることが難しい。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】精神疾患のある母親と生活している不登校生徒への対応事例（③不登校、④児童虐待、⑥その他）

学校が家庭を訪問しても応答がなく、生徒と会えないため安否確認ができない状況が続いていた。また、母親は精神疾患（妄想性障害）を患っていた。

児童虐待の疑いもあったため、市家庭児童相談室や健康福祉センターへの相談、母親の親族への協力依頼などを行った。その結果、学校と家庭児童相談室が連携をとって支援することとなり、学校の指導体制が強化された。

【事例2】父親が養育出来ず、叔母の家で生活している生徒への対応事例（①貧困対策、⑤暴力行為）

両親が離婚。父親は本人を養育出来ずに叔母の家で生活させていた。叔母は人工透析をうける身障1級であった。叔母が入院したときには、本人が一人で2週間程度生活していたこともあった。生活習慣が乱れており、遅刻や欠席が多かった。学校での生活も落ち着かず、興奮すると、暴れて器物破損等の問題も起こした。また、地域においても器物破損で、警察へ保護されたこともあった。

SSWrが家庭訪問し本人と話をすると落ち着いて話ができしたが、生活態度の改善に理解を示してくれなかった。SSWrが、粘り強く家庭訪問を繰り返したところ、冬休み後、生活態度に少しずつ落ち着きが見られた。SSWrや担任が進路について繰り返し話してきた結果、初めは否定的であったが徐々に受け入れるようになり、受験に向けて頑張れるようになった。

【事例3】いじめをきっかけに保護者が児童を登校させなかった保護者への対応事例（②いじめ）

本人からいじめがあったという訴えはなかったが、ノートに同学年の児童から悪口を言われたという記載があることを母親が見つけた学校に相談した。母親は1人の児童が認めず謝罪しないこと、学校の指導に対する不満があることから本人を登校させなかった。

学校からの要請を受け、SSWrがケース会議に参加。学校が保護者の思いをどう受け止め、関わったらよいか助言した。また、SSWrが両親と直接面会して保護者の思いを聞き取り、それを学校に伝え保護者と学校との関係修復にあたった。

その後、学校、教育委員会が連携し保護者の思いも理解できたことから、児童も登校できるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・対応回数 … 延べ829回（前年度613回）
（内訳）学校訪問…426回（計画訪問、要請訪問の中で、個別事案、指導体制への助言、児童生徒の観察支援、保護者の相談対応等したもの）
ケース会議…75回（学校、関係機関が開催するケース会議に出席したもの）
家庭訪問…134回（児童生徒、保護者の家庭へ行ったもの）
関係機関訪問…63回（市町教委、適応教室、病院、警察等学校以外の施設や機関に行ったもの）
電話来所相談…127回（来所相談、電話相談の対応、学校、関係機関と電話による情報共有など）
研修会講師…4回（学校その他の研修会で講師を務めたもの）
- ・前年度7名から10名に増員するとともに、SSWrの活用についての普及啓発に努めてきたことにより、学校や市町教委、関係機関等からの要請が増えている。
- ・学校や福祉部局は、組織として、同一歩調で本人や保護者に対して指導・支援にあたることができるようになってきている。

（2）今後の課題

- ・年間の勤務日数や1日の勤務時間が限られているため、急な要請に対して対応が難しいことがあった。SSWrの勤務条件に関する充実を図る必要がある。
- ・配置拡充に向けたSSWrの人材確保が難しい。

群馬県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉士等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働き掛けて支援を行う、スクールソーシャルワーカーを配置した教育相談体制を整備する。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー5名を県内3つの教育事務所に配置し、市町村教育委員会からの要請により、県内全域の学校に幅広く関わられるようにした。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数：5名
- ・資格：社会福祉士の資格を有する者 2名
精神保健福祉士の資格を有する者 1名
社会福祉士及び精神保健福祉士の資格を有する者 2名

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

市町村教育委員会に、スクールソーシャルワーカーの配置について通知を出すとともに、活用事例集「みんなの力で解決～SSWを活用しませんか？～」を電子媒体で送付した。また、小中学校の生徒指導対策協議会（小中全校参加）で、活用事例集を紙媒体で配布した。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・全スクールソーシャルワーカー、配置教育事務所生徒指導担当指導主事、県内スクールカウンセラースーパーバイザー

（2）研修回数（頻度）

- ・年間1回（9月）

（3）研修内容

- ・群馬県教育振興基本計画、心のケアシステム推進事業について
- ・小中学校の問題行動等の現状について
- ・活動実績及び活動計画について
- ・学校支援における、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーと教職員の協働について

（4）特に効果のあった研修内容

- ・学校の教育力を高めるためにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとして、どのように学校にかかわっていくかについて協議した。
- ・スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーのそれぞれの立場での実践や、考え方などについて情報交換を行った。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置 なし

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの有効性を明らかにし、成果を県内に広め、活用を促進する。
- ・教育と福祉の両面に関して、専門的な知識・技術を有する人材を確保する。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】非行グループとの関係や金品の持ち出し・家出傾向の中学3年A男のための活用事例（①⑤⑥）

1 問題の概要

- ・A男はカッとしやすく、すさまじい形相で暴力的になり、最近、凄みが増してきた。
- ・家の金を持ち出し、似た境遇の少年の自宅に転がり込む。
- ・未婚の母の子、母親は別居。祖父母が面倒を見ている。

2 SSWによるアセスメント（見立て）とプランニング（支援策）

- ・体格的にも他の生徒を圧倒し、眼光にも凄みがあり、非行グループに取り込まれる可能性は多い。学校内で対応策を検討し、関係機関との役割分担、連携が必要と思われる。
- ・カッとしやすい自分の性向に気づけることは、A男の将来の就労、家族関係の維持に有益であるため、日頃、A男の気持ちに焦点を当てて聞きこむ対応に留意する。

3 連携した関係機関とその役割

- (1) 警察：懸念される状況についての情報交換と役割分担（明らかな非行に対する指導）を検討した。
- (2) 児童相談所：児童自立支援施設利用の可能性について協議した。

【事例2】家事のできない母親との日常生活に悩む小学6年B子のための活用事例（①④⑥）

1 問題の概要

- ・母親とB子の2人暮らし。母親は、無職で家に引きこもっている状態にある。
- ・母親は、B子が2歳頃からうつ病ということで、家事ができず離婚。準要保護世帯。
- ・母親は精密検査により、うつ病ではなく鉄欠乏症からくる適応障害と診断され、医師から関係者に日常生活支援の求めがあった。
- ・B子は、朝食を食べずに登校、昼は給食、夜はコンビニで買ってきた弁当を食べることが多い。
- ・B子は、母親が好きなのだが、食事等のことでイライラして母親と大喧嘩になり、通報されたこともある。

2 SSWによるアセスメント（見立て）とプランニング（支援策）

- ・B子と母親に対して、まずは栄養を確保するとともに、母親には就労の可能性を検討する。
- ・学校との関係がよいため、従来通り担任とSCとの関係を維持し、母子の気持ちのすれ違いについての気づきを促す。

3 連携した関係機関とその役割

- (1) 児童相談所：母親の入院時のB子の養育について養護施設を検討した。
- (2) 市役所内の生活困窮者自立支援窓口：母親への今後の支援（引きこもり克服、就労支援）について協議した。
- (3) フードバンク：当世帯への食品の配布を依頼した。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

① 支援状況

- ・支援件数 のべ162件（問題が解決または好転24件）
- ・主な支援内容 不登校、非行・不良行為、家庭環境の問題、発達障害等に関する問題、身心の健康・保健に関する問題

② 成果

- ・ケース会議を実施することで、教職員やSSWの役割分担ができるので、具体的な行動計画にそって支援を進めることができた。
- ・精神保健福祉士を任用したことで、精神疾患をもつ児童生徒及び、保護者への支援に、関係機関と連携し対応することができた。

(2) 今後の課題

- ・福祉的な支援が必要な子どもや家庭を早い段階で見つけ、支援していくことが大切であることから、今後、小学校段階から支援を始めるために、小学校での活用を充実させることが求められている。

埼玉県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

学校と連携し、子供が置かれた様々な環境へ働きかけを行うとともに、関係機関等とのネットワークを活用しながら、問題を抱えている子供及びその保護者等に支援を行い、問題の解決を図る。

（2）配置・採用計画上の工夫

小・中学校対応のスクールソーシャルワーカーについては、配置を希望する市町村教育委員会が実施計画書を県に申請する。県教育委員会は、計画書とその市町村の生徒指導上の課題等を踏まえ、県内配置のバランス等を考えて配置の計画を立てている。

高校にあっては、全定時制高校（24校）に対応するため、8校を拠点校として配置する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

○配置人数：46市町に51人、4教育事務所に4人、拠点校となる定時制高校8校に8人

○主な資格（重複あり）

社会福祉士（19人）、精神保健福祉士（15人）、社会福祉主事（5人）、
認定健康心理士（1人）家庭関係心理士（1人）、臨床心理士（2人）、介護福祉士（3人）、
認定心理士（2人）教員免許（37人）など

○勤務形態：1日6時間 週2日 年間90日（定時制高校のうち2名は、週3日 年間135日）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

○「埼玉県スクールソーシャルワーカー活用指針」を策定し、市町村教育委員会及び学校へ配布して活用を図っている。また、スクールソーシャルワーカーに対しても連絡協議会で周知している。主な内容として、「スクールソーシャルワーカーを活用することが効果的と考えられる子供」「スクールソーシャルワーカーの活動内容」「連携を図る関係機関（関係者）」などを具体的に示している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

○市町及び4教育事務所と定時制高校配置のスクールソーシャルワーカー

○配置市町教育委員会の担当者及び参加希望のある未配置市町村教育委員会の担当者

（2）研修回数（頻度）

○年間3回（4月、8月、1月）

（3）研修内容

○第1回：事業概要及び県の生徒指導上の課題説明、グループ協議（近隣市町グループ）

○第2回：実践発表、講演（東京学芸大学 准教授 馬場 幸子 氏）

○第3回：事例研究（グループ協議）

（4）特に効果のあった研修内容

○第2回の講演では、スクールソーシャルワーカーの役割について、事例をもとに共通理解できた。

○第3回的事例研究では、グループで各自のレポートをもとに改善事例と課題事例についての協議を行うことで、今後の活動につながる事例や対応に関する多くの情報を共有できた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置：なし

（6）課題

○資質向上の機会として有効な研修回数の設定

○研修プログラムの工夫（講義・演習・協議等の研修形態、グルーピングなど）

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境改善のための活用事例（①・③）

小学生女子母子家庭。入学当時から不登校傾向あり。7月頃、家族で突然県外にある母親の実家へ移り、学校側と連絡がつかなくなる。数か月後、教育サポートセンターにこの家庭が市内に戻り、生活保護を受けるという情報が入ったため、スクールソーシャルワーカーの関わりが始まった。

市内に戻ってくる前の初期の段階から支援計画を立て、生活保護ワーカーと家庭訪問の計画・実施をするとともに、教育委員会と以前通っていた学校、今後通うと思われる学校と連絡を取り、共通認識を図った。教育委員会での手続き、前学校への挨拶、未収金の支払い、荷物の引き取り、転入校への挨拶、手続き等に付き添った。母から、子どもを学校に通わせなかった罪悪感、いじめにあったつらさが語られたので、スクールカウンセラーを同行してその気持ちを受け止めることに努めた。

その結果、現在は多少の欠席はあるものの、小学校へは通えている。母親も学校に連絡をするようになった。しかし、本人の勉強の遅れや体力不足、学校に通うという意識の低さ、家庭の経済的問題等、不安要素が多々あり、今後も継続的な見守りが必要である。

【事例2】軽度知的障害生徒を支援するための活用事例（③・⑥）

特別支援学校高等部在籍の軽度知的障害の生徒。義務教育課程では普通級に在籍していたが、中学校での友人関係のトラブルを契機に自傷行為・家族への暴言や暴行が出現した。精神科病院入院を経て特別支援学校高等部に進学したが、入学後も友人関係のトラブルが続き、自傷行為や家族への暴言暴行も継続し、また不登校傾向でもあった。そのため精神科の通院と、スクールカウンセラーがカウンセリングを継続していた。3年生となり、卒業後の進路を現実的に検討する必要性が生じたことと、家族の疾病が重なり、スクールソーシャルワーカーに調整の依頼があった。

本人の精神心理的な理由や家族の疾病で、卒業後の進路を具体的に検討できないことが課題だった。そこで、複数の教員とスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーによるケース会議を実施したり、スクールカウンセラーのカウンセリング場面に同席したりして、これまでの経過や本人の思いを把握し、支援計画を立てた。また、福祉サービス利用の窓口となる機関（障害者相談支援センター）に対応を相談し、センター職員とともに家庭訪問を実施した。さらに、卒業後の進路選択や精神科病院との連携調整を含めた相談を受けることについて、本人の利用意思を確認した。

その結果、医療を含めた生活の安定や福祉サービス利用について相談できる体制を構築し、本人と家族の安心感が高まり、卒業後の見通しを持つことができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成27年度の「スクールソーシャルワーカー活用事業における活動記録」によると、継続的な支援が必要な児童生徒は2,334人であり、支援状況の件数は3,682件であった。抱える問題としては、「家庭環境の問題（1,459件：39.6%）」、「不登校（760件：20.6%）」、「発達障害等に関する問題（513件：13.9%）」の順に多く、これらで全体の約74%を占めている。また、それぞれの問題に対するのべ相談件数は4,695件、2,505件、8,939件であり、スクールソーシャルワーカーが支援を継続的に展開している様子が見える。

（2）今後の課題

- 現行の週2日の勤務形態では、抱えている案件が多くなると継続的な支援や緊急の支援に対応しにくい。また、こうしたケースは学校数や要支援件数が多い市町村で生じやすく、その改善のための適正な配置数や勤務日数の整備・充実をしていく必要がある。
- スクールソーシャルワーカーとして必要とされる社会福祉及び教育に関する知見や実践力を身につけるため、研修機会の確保・充実や育成システムを構築していく必要がある。
- スクールソーシャルワーカーの役割とその活用について、引き続き市町村教育委員会や学校現場に広く周知する必要がある。

千葉県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・様々な困難を抱える児童生徒の状況に応じて、家庭や福祉機関等の関係機関への働きかけ及び関係者に対する支援・相談を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ア 地区不登校等対策拠点校（公立小中学校）12校中5校（各教育事務所管内に1校）に配置し、教育事務所管内の公立小中学校、県立高等学校の事案に対応
- イ 地域連携アクティブスクール（県立高等学校）2校に配置し、校内の事案に対応

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ア 5名（社会福祉士及び精神保健福祉士2名 社会福祉士2名 精神保健福祉士1名）
年間543時間（週2日35週、1日7時間45分）
- イ 2名（社会福祉士及び精神保健福祉士1名、準ずるもの1名） 年間624時間（週2～3日、週31時間以内）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ア 勤務形態、派遣手順、校内での受け入れ体制等を明記した「活用の指針（教育事務所〈市町村教育委員会・学校〉用）」を策定し、配付するとともに、管下の学校への配付を依頼し、周知を図っている。
- イ 要項のみ

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

5名（※研修は地区不登校等対策拠点校配置のスクールソーシャルワーカーのみ実施）

（2）研修回数（頻度）

5回（スクールカウンセラー合同2回、訪問相談担当教員合同3回）

（3）研修内容

訪問相談担当教員合同研修会では、講話及び協議を訪問相談担当教員と一緒にを行うとともに、スクールソーシャルワーカーのみでの事例検討会を実施した。また、スクールカウンセラー等研修・協議会（全体会・地区別）でも、講話及び情報交換、グループ別協議等を実施した。

（4）特に効果のあった研修内容

それぞれが抱える問題の事例検討会を行ったことで、様々なケースに対する個々の対応法が学べ、今後のケース対応をしていく上で大変有効であった。また、活動全般について助言し合うことで、より効率的な取り組みに役立った。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置 なし
- 活用方法 なし

（6）課題

スクールカウンセラーや訪問相談担当教員との連携の在り方について検討していく内容が多かったが、意思の疎通が図られてきたため、スクールソーシャルワーカーに特化した内容を充実させていく必要がある。また、地域連携アクティブスクール配置のスクールソーシャルワーカーの研修体制の確立が課題である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】不登校改善のための活用事例（①、③、⑥）

知的特別支援学級に在籍する3年生。弟も特別支援学級。母子家庭であり、近くに住む祖母の支援あり。3年に進級した際、新しい担任に変わり、学級での生活パターンが変わったことで登校を嫌がるようになった。指導内容の引き継ぎもなかった様子で、母親の不信感が強く、登校させないようになった。学校への拒否感が強いいため、学校外の者ならということでもSSWが入った。

福祉サービスの利用の意向はある。子ども発達支援センターのOT（作業療法士）、放課後デイサービス、教育支援センター等の福祉関係機関と学校とで関係者会議を開き、母親の学校への不信感を取り除くこと、それぞれの関わり方について協議した。福祉関係機関は母親の受容、学校は弟をルートに登校支援をする。また、学校は冬くらいから母親の要望（女性の担任希望）を聞きながら来年度のことについて母と話を進める。現在は午前中数時間登校している。

【事例2】発達障害の疑いのある生徒のための活用事例（⑤、⑥）

中2男子、母子家庭2人暮らし。母が子育てがわからず、小さい頃は厳しい育て方をしていた。現在は逆転しており、家で放火や母の髪の毛を切るなどを行っているためSSWの派遣を要請した。

適応指導教室に入ったが、ルールを守れず、粗暴であるため通級は難しい状況。校内の適応教室で対応している。警察、児相、教委、学校、SSWでケース会議を開き対応を協議。医療関係ともつながり、ADHDの診断を受ける。しかし、あまり母との関係が良くないため、薬の服用は拒否している。

本人への対応を役割分担し、母が刺激を与える機会が減ったことで落ち着いてきている。本人が自分でルールを決めている。夜の徘徊があったが、指導だと受け入れないため、「応援する会」として、学校みんなが見ているというメッセージを送った。夜間徘徊は減ってきている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・「継続支援対象児童生徒の抱える問題と支援状況」を見ると、延べ288件の問題に対し、67件が「問題が解決」または「支援中であるが好転」となっている。
- ・地区不登校等対策拠点校へ配置し、訪問相談担当教員やスクールカウンセラーとの連携を深めたこと。また、各種研修会等でスクールソーシャルワーカー活用の周知を図ったことなどで、前年に比べ、対応学校数は約4割、学校や家庭、関係機関等への訪問回数は約3割増加した。
- ・平成25年度と比較すると、対応校数で約4倍、学校や家庭への訪問回数は約9倍に増加しており、スクールソーシャルワーカーの必要性が高まっている。
- ・地域連携アクティブスクールへのスクールソーシャルワーカー配置により、子どもと親のサポートセンターや市役所、児童相談所、発達障害者支援センター等の関係機関との連携が深まり、生徒の抱える課題に対して、より適切な対応が可能となった。

（2）今後の課題

- ・スクールソーシャルワーカーの認知が高まり、活用が求められる中、千葉市内の小中学校及び、スクールソーシャルワーカー配置の地域連携アクティブスクール2校を除く、千葉県全域を5名で対応するのはかなり困難である。依頼があっても十分に対応することができない場合もある。
- ・地域連携アクティブスクールにおいては、スクールソーシャルワーカーが効果的に機能する教育相談体制の構築、スキルアップのための研修体制の確立など、更なる充実を図る必要がある。

東京都教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働きかけたり関係機関等とのネットワークを活用するなどし、相談・連携体制の整備を図り、問題を抱える児童・生徒への支援を行うために配置している。

（2）配置・採用計画上の工夫

実施主体を区市町村教育委員会とし、学校や地域の実態や関係機関の設置状況等に応じた適切なネットワークによる支援体制の構築ができるよう工夫している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 136人
- 実施地区 46区市町
- 資格
 - i) 社会福祉士〔80人〕
 - ii) 精神保健福祉士〔46人〕
 - iii) その他社会福祉に関する資格〔9人〕
 - iv) 教員免許〔37人〕
 - v) 心理に関する資格〔36人〕
 - vi) その他SSWの職務に関する技能の資格〔6人〕

※複数回答のため、総和は配置人数を超える。

- 勤務形態 事業を実施する区市町村教育委員会が、学校や地域の実情やニーズにより設定しており、派遣日数及び時間、報酬等は実施地区ごとに異なる。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- 策定 児童・生徒の健全育成上の課題の解決に向けて、スクールソーシャルワーカーを活用した児童・生徒等への支援を円滑かつ効果的に推進するための基本事項を示した「スクールソーシャルワーカーを活用した健全育成の推進」を策定した。
- 主要内容 「SSWとは」、「SSWの採用」、「SSWによる対象となる事例」、「SSWによる支援」、「SSWの配置形態」、「教育委員会による支援」、「学校における効果的な活用のために」、「SSWの活用事例」、「ネットワークを構築する関係機関・人材の例」等
- 周知方法 健全育成担当者を対象とする連絡会等を通じて、区市町村教育委員会に繰り返し周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

スクールソーシャルワーカーを対象とする研修については、事業を実施する区市町村教育委員会において必要に応じて実施している。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策のための活用事例（①貧困対策、④児童虐待）

金銭的な理由から、電気やガスなどのライフラインが止まり、児童・生徒が生活に困窮していた家庭に対して、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問を行ったところ、ネグレクトの可能性に気付いた。

子供家庭支援センターと連携し、当該児童・生徒を一時保護するとともに、福祉部局と連携し家庭への支援を行い、養育力の改善を図った。

【事例2】 不登校改善のための活用事例（③不登校）

保護者の養育力が弱く、朝起きられず遅刻が多い児童に対して、スクールソーシャルワーカーが当該小学校と兄弟の在籍する中学校、子供家庭支援センターと連携し、家庭への支援を継続的に行った。また、スクールソーシャルワーカーが、当該児童の自宅近くに住む祖母にも支援を要請した。

当該児童は、生活習慣が改善し、遅刻もなくなり登校できるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- スクールソーシャルワーカーの効果についての周知が広く浸透してきており、平成27年度の実施地区は、46地区となっており、前年度より4地区増加した。
- スクールソーシャルワーカーが、継続的に支援した事例は4,614件であり、その中でも不登校への支援が一番多く、1,880件であった。
- 不登校に関連して対応した事例では、34.7%が解決したか、好転する状況が見られた。
- いじめに関連して対応した事例では、59.3%が解決したか、好転する状況が見られた。

（2）今後の課題

- スクールソーシャルワーカー活用事業の実施については、さらなる充実を希望する区市町村教育委員会が多いことから、事業実施に向けて、スクールソーシャルワーカーやスーパーバイザーの人材の確保とともに、資質・能力を高める必要がある。
- 本事業の成果について更なる周知・啓発を行い、スクールソーシャルワーカー活用事業の一層の充実を図ることが求められる。

神奈川県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

問題を抱えた児童・生徒が置かれた「環境への働きかけ」や「関係機関とのネットワークの構築」等により、問題行動等の未然防止や早期解決に向けた対応を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する者をスクールソーシャルワーカー（以下、SSWとする）として学校へ派遣している。

（2）配置・採用計画上の工夫

各教育事務所に配置されたSSWは、中学校区を単位とした重点対応地域を中心とした活動と、市町村教育委員会や学校からの要請を受け、長期化・重大化を防ぐ必要がある事案への対応を行っている。県立高校においては、県内10地区の拠点校に各1名のSSWを配置している。地区内の拠点校以外の学校（県立の特別支援学校も含む）から派遣要請があれば、拠点校から派遣する体制を構築している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

小・中学校は、SSWを4教育事務所に配置型12名、巡回型12名、合計24名配置し、勤務形態については、配置型、巡回型ともに年間245時間（1回7時間、年間35回）である。県立学校においては、県内10地区の拠点校に各1名のSSWを配置している、勤務形態については、年間490時間（週2日、1日7時間、年間35回）である。小・中・高校ともに、SSWが所有している主な資格は、社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員免許状等である。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン」及び「関係機関との連携支援モデル」を作成し、県教育委員会のホームページにてSSWの役割等を周知するとともに、各教育事務所や市町村教育委員会が実施する研修会等で活用し、学校の教職員等がスクールソーシャルワークの視点に立った支援の手法等を取り入れ、児童・生徒指導の充実を図るための取組を進めている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカースーパーバイザー（以下、SSWSVとする）、県及び市町村のSSW、教育事務所及び各市町村教育委員会担当指導主事、保健福祉局関係職員（児童相談所、保健福祉事務所、精神保健福祉センター、市保健福祉事務所等）

（2）研修回数（頻度）

小中学校・・・連絡協議会 年2回 連絡会 年2回
高校・・・・・・新規採用研修会年3回 連絡協議会 年2回

（3）研修内容

【新規採用研修会】（高校）県内の高等学校の状況や問題行動調査の結果等を報告し、さらにSSWの業務等についての説明を行った。また公務員、SSWとしての自覚と責任感を持つとともに事故・不祥事防止や、スクールソーシャルワーク業務力向上を図るための研修会を行った。

【連絡協議会】発達障害の子どもを中心として「支援を要する子どもへの支援と体制づくり」等について講師を依頼し、現状と課題等についての講義を受けた。地域ごとのグループに分かれ、顔の見える関係づくりと関係機関との連携を進めるポイント等について協議を行った。

【連絡会】児童虐待を中心として、子どもの支援における連携について、法律・制度の面から講演を受けた。高校入学前からの課題について入学後も引き続き支援している事例について、入学前にできたこと等の検討及び協議を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

協議において、グループごとに具体的な事例を情報提供してもらい、連携のあり方について話を進めた。その中で、ネットワーク構築のためにそれぞれの機関のできることを理解することができた。関係機関を含めたグループの編成により顔の見える関係づくりが行えただけでなく、それぞれの機関が対応できる内容を知り、今後の相談等に資することができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

SSWSVを教育局に2名配置している。勤務形態は、配置型で年間245時間（1回7時間、年間35回）、巡回型で年間364時間（1回7時間、年間52回）である。教育事務所配置のSSWに助言指導を行うとともに、県立学校及び市町村教育委員会や市町村立学校の要請により、事案に対応する。

（6）課題

限られた勤務時間の中で、相談スキルの向上を図るための効果的な研修のあり方。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】生活保護受給世帯に対する支援の活用事例（①貧困対策）

定時制高校女子生徒。療養中の祖母と無職の兄、生徒本人の3人世帯で生活保護受給中。担任より支援の依頼があった。生徒と面接すると、祖母の入浴などの介護や、買い物などの家事を兄とともに毎日行っていることがわかった。

また、祖母が長く生きられないのではないか、亡くなったら保護費がなくなるのではないかと不安を口にするが、これまで誰かに話したことはなかったという。生活保護担当ケースワーカーと連絡、世帯の現状について認識を共有し、祖母の介護保険導入や、社会的引きこもりと思われる兄の支援方法を一緒に検討していくことにした。

生徒自身は、就労など将来の自立については全くイメージがついていないため、今後も面接をしながら、中学生時代までかかわっていた教育支援専門員との連携や、地域のNPOが実施する予定の就労体験講座の参加など、将来の就労に向けた支援を継続していく見通しをもち、対応している。

【事例2】不登校及び暴力行為対応のための活用事例（③不登校、⑤暴力行為）

小学校男子児童。一昨年度より学級内で掲示物を破る、物を投げる等の行動が現れ、家庭内で父親が強く叱責し、本児への暴言暴力がエスカレートしていった。昨年度末の三者面談をきっかけに児童相談所（以下、児相とする）の来所相談につながったが、今年度進級後、暴言暴力も見られるようになり、学級内で孤立化した。やがて不登校になり、SSWに支援依頼があった。管理職・担任と情報共有し、児相との連携により、本児・家庭の状況や保護者のニーズを確認していくこととした。児相と学校との情報共有を重ね、学校が登校に向けたプランを作成し、保護者と共有していくことを確認した。保護者を交えた校内支援会議を複数回設定したこと、児相での保護者面談にSSWも同席したこと、登校時の受け入れ環境を整えたことなどから、登校できるようになった。また、児相の介入により父子関係が改善するとともに、学級内での対人関係に変化が見られ、トラブルを起こしてしまった場合に同じ学級の人にも素直に謝ることができるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

平成27年度の支援対象児童生徒数は、小学校536名、中学校613名、高等学校758名、特別支援学校2名、計1909名で、うち継続者数は、小学校336名、中学校390名、高等学校493名、計1219名であった。また、連携した関係機関等については、件数の多い順に、「児童家庭福祉の関係機関」1574件、「教育支援センター等の学校外の教育機関」1547件、「保健・医療の関係機関」764件で、全件数の合計は5543件であった。継続支援対象児童生徒の抱える問題については、件数の多い順に「家庭環境の問題」551件、「不登校」375件、「発達障害等に関する問題」219件で、全件数の合計は2309件となっている。

学校だけでは解決することが困難な課題を抱える相談について、家庭環境の背景を把握し改善することにより、子どもの学校生活がより安定したものになる件数が以前よりも増加する傾向が見られる。支援を要する児童・生徒が抱える課題が複雑化しているが、SSWが現状についての見立てを行い、関係機関との連携を適切に行い、課題が重大化せずにいる状況も多く見られる。

（2）今後の課題

SSWの事業開始から7年が経過し、SSWの成果や課題を把握したうえで、県SSWと市町村SSWの役割を明確にすることが考えられる。SSWの人数が増加しているため、一堂に介する必要がある会議と、一定の地域（教育事務所等）で行う研修会の違いを考え、実施していくことが必要と考えられる。

今後、各学校の相談件数の増加が予想され、市町村教育委員会と連携し、派遣体制・相談体制を整備する必要がある。高等学校においては、SSWの配置活用事業が今年度から始まり、今後、各学校の相談件数の増加が予想され、相談体制を整備する必要がある。特に定時制高校では、経済的な課題について相談が多い傾向があり、定時制高校へのSSWの配置を一層進める必要がある。

また、各学校の教職員が児童・生徒の支援を行うために、SSWから必要な視点や手法を学び、主体的に関係機関と連携できるよう研修活動等を充実する手法を考えていく必要がある。

新潟県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ① S S Wを核とした市町村のサポートチーム、カウンセラー等との緊密なネットワークの構築
- ② 学校だけでは対応できない事例に対する体制整備や指導力の向上
- ③ 児童生徒への継続的支援による問題の未然防止と解決

（2）配置・採用計画上の工夫

- ① 県内の3つの教育事務所に4人（上越1人、中越2人、下越1人）、高等学校教育課に1人配置
- ② 学校からの派遣要請に応える「単独派遣型」と、県の総合支援チームと連携しての「連携派遣型」
- ③ S S Wのスーパーバイザーとして、県の総合支援チームの臨床心理士を充てる。
- ④ 勤務条件、旅費申請と運用、復命と実施報告等について検討する運営委員会を実施する。

（3）配置人数・資格・勤務形態

【配置人数・資格】

5人〔全員有資格：臨床心理士2人、社会福祉士3人、精神保健福祉士1人、児童福祉司2人（重複あり）〕

【勤務形態】

週30時間勤務として、勤務日、勤務時間の割り振りは配置教育事務所や担当課の実情に合わせて所長が決定する。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

パンフレット「スクールソーシャルワーカーを有効に活用するため」A4版4ページに「事業の概要」や「派遣要請の手続きや留意点」について説明した内容のものを各教育事務所から市町村教育委員会を通し、各学校にメールでデータを配信する。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

県採用の5名のS S W、スーパーバイザーとしての県総合支援チームの臨床心理士、担当指導主事。

（2）研修回数（頻度）

- | | |
|--------------------|----------------------|
| ○生徒指導担当指導主事会議（年3回） | ○全県サポートチーム連絡協議会（年3回） |
| ○事例検討会（年3回） | ○施設訪問研修（年1回） |

（3）研修内容

- 生徒指導担当指導主事会議：生徒指導上の喫緊の課題確認、各教育事務所管内の情報共有。
- 全県サポートチーム連絡協議会：本事業を効果的かつ円滑に実施するための事業周知及び情報交換。協議会終了後に行う市町村採用S S Wとの情報交換。
- 事例検討会：事例を持ち寄っての検討。活動状況に関する情報交換。
- 施設訪問研修：サポートセンター等の訪問による現地研修。

（4）特に効果のあった研修内容

全県サポートチーム連絡協議会（市町村採用S S Wとの情報交換会）や事例検討会において、県の臨床心理士の指導を受けた。また、施設訪問研修では、関係機関の担当者から対応中の事例や施設としての課題等の説明を受け、関係機関と連携するための留意点等を把握した。平成27年度は、新潟市ひきこもり相談支援センターや新潟市こころの健康センター、新潟県発達障がい者支援センターを訪問し研修した。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置：義務教育課に臨床心理士1名を常駐させている。
- 活用方法：事例検討会において、義務教育課の臨床心理士のアドバイスを受けながら、S S Wのケース対応を学び合い、困難事例に対するアセスメントの確認。

（6）課題

発達障害の二次障害とも捉えられる暴力や不登校の相談が増加傾向にあり、学校での合理的配慮に基づいた対応とその連携に関する情報提供が十分とは言えないこと。

市町村採用S S Wも含めて人員が少ないことから、S S W独自の研修の機会を持ちにくいこと。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】自殺危機解決のための活用事例（①家庭環境の問題、③不登校、⑥発達障害等に関する問題）

（1）具体的なSSWの対応

自殺をほのめかすメモを保護者が発見し、学校への相談から対応した。不登校の状況の中、両親の厳しいかかわりや登校刺激により不信感や反発を招き、家出未遂。児童相談所とかかわる事例。父母への不信感から、関係が悪化し対応に苦慮した。

保護者、学校、市教委、市相談員との面談で、自殺の緊急度は低いが、危機感をもち対応することを確認する。児童相談所、市子育て支援課との調整をSSWが行い、関係機関処遇検討会議を実施する。児童相談所通所の再開。SSWとして医療機関との連携を図るとともに、定期的に家庭訪問で保護者面談を通して、親子関係の調整をする。

（2）成果

ひきこもり傾向であった生徒が外出するなど生活に変化が見られてきた。また、関係機関の働きかけにより、両親が障害を受容するようになり両親との関わりが改善された。自殺企図も解消された。

現在は、定時制高校に通学している。市子育て支援課の対応と、月1回の児童相談所通所は継続している。

【事例2】不登校解決のための活用事例（①貧困対策、③不登校、④児童虐待）

（1）具体的なSSWの対応

完全不登校。保護者との連絡がとれず、体操着やランドセル等の入学準備もできていない。父親が他県へ就労のため一時不在。母親、所在不明。学校費滞納。就学援助の手続きを郵送で行うなど、ネグレクト傾向が見られることから相談受理。関係機関支援会議を実施する。その後、家賃滞納のため住宅強制退去により、市役所に相談する。学校、市教委、要対協、SSWにより児童相談所へ通告する。

（2）成果

家賃、ガス、水道などの滞納、停止の状況の中、本人は児童相談所に一時保護。ライフライン停止による生活破綻、ネグレクトのため、養育環境提供、里親委託措置により、市外の学校に転校。現在、里親から将来にわたっての関与・支援の申し出があり、本人も安定している。また、学校にも登校できるようになり友人もできた。

児童相談所の判断により、学校との調整が必要な時や父親との連絡調整などでSSWが対応している。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

○要対協など福祉分野との連携事案が増え、家庭支援を行うことにより、学校と保護者との関係改善、信頼の構築に力を発揮し、学校現場の負担軽減を図ることができた。

○有効なアセスメントを実施するために作成したカンファレンスシートを活用し、問題状況に関して共通理解を図ることにより、関係機関との連携を円滑に行うことができた。

【解決・好転した事例（解決率）】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
解決・好転した件数／総件数	189／384件	257／400件	369／577件
解決率	49.2%	64.3%	64.0%

【SSWを活用した学校（利用率）】

		平成25年度	平成26年度	平成27年度
小学校	利用校数／総学校数	52／393校	53／379校	47／372校
	利用率	13.2%	13.9%	12.6%
中学校	利用校数／総学校数	64／174校	54／173校	56／174校
	利用率	36.8%	31.2%	32.2%
高校	利用校数／総学校数			26／97校
	利用率			26.8%

（2）今後の課題

○平成28年度は県のSSWを3名増員し8名体制（新規採用5名）とした。増え続ける学校からのニーズに対応するために、SSWが担当指導主事と事案の検討や支援の協議を行う時間の確保すること。

○「問題対応型」の生徒指導への活用以外に、「予防、開発・育成型」生徒指導での活用を進めること。

富山県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行い、教育相談体制を整備する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- 市町村教育委員会に派遣し、原則、学期毎に市町村教育委員会の要望を踏まえて派遣時間を見直している。
- 県立高等学校（定時制）2校にスクールソーシャルワーカーを配置し、他の県立高等学校も事情に応じて、支援している。
- 緊急に支援を要する事案が発生した場合は、機動的な派遣が可能な体制を整えている。
- 深刻ないじめ事案については、いじめ対策ソーシャルワーカーを機動的に派遣している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- 配置人数 33名
- 資格 社会福祉士11名 精神保健福祉士6名 その他社会福祉に関する資格1名
教員免許10名 資格を有していない15名
- 勤務形態 市町村の実態に応じて、週3時間～週26時間、原則年間32週派遣
高等学校へは、週4時間程度、年間35週分配置

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- リフレット「SC&SSWとのよりよい連携を目指して」を作成、配付し、その中でスクールソーシャルワーカーの役割や活動方針等について記載している。
- スクールソーシャルワーカー連絡協議会、生徒指導推進会議、学校訪問研修等で周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- スクールソーシャルワーカー、市町村教育委員会事業担当者、高等学校事業担当者

（2）研修回数（頻度）

- 年3回

（3）研修内容

- スクールソーシャルワーカーの役割について
- 事例検討

（4）特に効果のあった研修内容

- 事例検討（講師等による具体的な事例に対する助言）

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- SVの設置： 無
- 活用方法

（6）課題

- 全員が参加できる研修機会の確保が難しい。
- 講師人材が限定（不足）している。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】関係機関等の連携を図り不登校を改善したスクールソーシャルワーカーの活用事例（③）

- 小学校6年生 女子
- 小学校4年生から不登校になり、登校しても保健室で過ごしたり、市内の適応指導教室に通ったりすることが多かった。保健室で過ごす際に、保健室に来室する児童の偏見から、当該児童へのいじめにつながらないように、SSWが担任や養護教諭等に助言するとともに、周辺児童への行動観察をしながら情報収集に努めた。
- 保護者は、当該児童の精神的な疾患を心配していたため、SSWが医療機関を紹介した。診断結果は、精神的な疾患は特にないということだったので、保護者は安心することができた。その後も、保護者、医療機関、適応指導教室指導員との連絡調整に努めた。
- 校長、教頭、担任、特別支援コーディネーター、養護教諭、適応指導教室指導員、SSWの7名によるケース会議を開催し、当該児童の短期目標、長期目標の確認や、学校、担任、適応指導教室、家庭等がそれぞれの立場で何ができるのかを協議し、SSWが具体的な助言を行った。
- ケース会議以降、SSWの助言を参考にした関係者間の連携ときめ細かな支援により、欠席日数が減った。また、級友との会話時間や、教室に入って給食を食べたり、教科を問わず級友と教室で学習したりする時間が増えた。

【事例2】姉からの虐待を解消したスクールソーシャルワーカーの活用事例（④）

- 女子（母子家庭、祖母と同居）
- 当該生徒は、帰宅した際に姉から暴力をふるわれ、服従させられていた。
- 当該生徒からの訴えやSCの面談により虐待が発覚。
- SSWが児童相談所と連携し、当該生徒の一時保護の対応や母親への働きかけを行った。
- 母親と祖母が別々に暮らし、当該生徒が祖母と暮らすことで姉との同居が解消され、姉からの虐待がなくなった。
- 事後においても、SSWによる継続的な面談を通して見守りを行っている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ケース会議の開催や関係機関との連携により、学校の問題対応力の向上が図られてきている。
- 学校だけで問題を抱え込むことなく、学校側がいろいろな社会資源を活用する方向に目を向けるようになり、SSWの活用も年々進んできた。
- 第三者的な立場から家庭に働きかけることで、学校に不信感をもつ保護者の家庭環境を改善する効果がみられた。
- 不登校状態を改善の方向に向かわせることができた。
- 家庭環境が要因でストレスを抱え、学校で問題行動をおこす児童生徒については、家庭環境を改善することで、問題行動を減少させることができた。
- SCとSSWの協働により、よりの確で効率的な支援が可能となり、早期に問題解決が図られる事案が増加した。

（2）今後の課題

- 派遣要望の増加に伴うSSW一人当たりの負担感が増しているため、増員などの体制の拡充が必要である一方、社会福祉士、精神保健福祉士の資格を有する人材の確保が難しい。
- SSW活用事業に係る予算の確保が難しい。

石川県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・暴力行為及び、主として遊び非行型の不登校に関して学校における生徒指導を支援する。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・県内4教育事務所管内ごとの児童生徒数及び問題行動等の発生状況を勘案し、18名のスクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、学校へ派遣する。
- ・緊急性の高い事案や集中的な支援が必要な場合に柔軟に対応できるようにしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・18名のスクールソーシャルワーカーを県内4教育事務所管内（小松6名、金沢9名、中能登2名、奥能登1名）に配置し、学校へ派遣する。（元警察官15名・元教員2名・元家庭裁判所調査官1名）
- ・スクールソーシャルワーカー1名につき、1日7時間45分、年間83日の勤務を行う。
- ・元家庭裁判所調査官、元教員、元警察官をスクールソーシャルワーカーとして採用している。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・職務内容や具体的な活用例
- ・県教育委員会、市町教育委員会及びスクールソーシャルワーカーが一堂に会する連絡協議会において周知を図る。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・18名のスクールソーシャルワーカー全員を対象に研修を行う。

（2）研修回数（頻度）

- ・県内4教育事務所管内ごとに、毎月1回（8月除く）行う。
- ・県教委主催の研修会を連絡し、自主的な参加を呼びかける。

（3）研修内容

- ・月1回程度、事例検討等から、指導主事がスーパーバイザーの役割を担い、スクールソーシャルワーカーに対して学校への支援等の在り方について指導・助言を行う。
- ・県教委主催の「いじめ問題フォーラム」「いじめ対応アドバイザー説明会」等の研修会に自主的に参加し、スクールソーシャルワーカーとしての資質及び指導力の向上を図る。

（4）特に効果のあった研修内容

- ・事例検討

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・設置していない。

（6）課題

- ・ネットトラブルや児童虐待など、緊急性の高い事例に関する研修をタイムリーに開催し、効率よくスクールソーシャルワーカーの資質向上を図ると共に、教育相談体制の充実に努めること。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境に起因する生徒の問題行動解決のための活用事例（①貧困対策）

・学校でピアス、茶髪登校をしてきた中学1年女子生徒Kに対して、注意・指導した結果、学校では落ち着きを取り戻す。しかしその後、家庭で母親からネグレクトを受けていることが分かり、学校はケース会議を開き、スクールソーシャルワーカーの助言をうけ、児童相談所に相談する。その結果、十分な食事が与えられていないことが分かり、児童相談所は女子生徒Kを一時保護とする。2週間後、別居中の父親が家庭裁判所へ親権変更申し立てを行ったことにより、児童相談所は女子生徒Kの一時保護を解除。女子生徒Kは母親宅へ一旦帰る。しかしその後、母親宅のライフラインが止まっていることが分かり、再び学校と児童相談所が関わり、ライフラインを回復させる。母親は、学校や児童相談所に対して、拒否反応が強く非協力的だったが、学校はスクールソーシャルワーカーの助言のもと、児童相談所と密接に連携し、根気強く対応にあたり家庭環境の改善に努めた。

【事例2】児童虐待解決のための活用事例（④児童虐待）

・中学3年男子生徒B男と中学2年女子生徒A子は兄妹である。兄のB男は学校で問題行動は見られないが、妹のA子は欠席ぎみであった。また給食費の未納が続くこともあり、学校は家庭訪問を繰り返すが保護者に会うことはできず、家の中は電気もついていない状態であった。さらに、兄妹の身なりはいつも汚れており、身体からは異臭がしていた。学校はケース会議を開き、スクールソーシャルワーカーの助言のもと児童相談所へ相談し連携をとる。児童相談所は、兄妹の親戚に連絡をとり相談。以後親戚が兄妹達の生活を見ることとなる。その後生活習慣の改善が図られ、兄は就職。妹は適応教室への登校を続けている。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・派遣校においては、児童生徒の問題行動等について、スクールソーシャルワーカーの助言や指導のもと、校内の教育支援体制の充実が図られている。さらにスクールソーシャルワーカーがパイプ役となり児童相談所等の外部関係機関との連携も積極的に図られている。特にスクールソーシャルワーカーのほとんどが元警察官ということもあり、警察への相談や通報が円滑に行われている。また保護者や児童生徒への対応では、担当教諭やスクールカウンセラー等と連携し適切な対応が図られ、学校に対する信頼へとつながっている。
- ・暴力行為の多い学校では、派遣されたスクールソーシャルワーカーが児童生徒と粘り強く向き合い、信頼関係を構築した結果、暴力行為の件数が派遣校全体で13.1%減少した。

（2）今後の課題

- ・ネット環境の進歩により、携帯端末を通したいじめや人間関係のトラブルが伺える。さらに、交友関係も広域化し、犯罪に巻き込まれるケースも見受けられる。そうしたネットトラブルに関して、スクールソーシャルワーカーが十分な知識を持って業務に当たれるよう、研修の在り方や時期を検討していく必要がある。
- ・自閉症や学習障害等の発達障害を抱えた児童生徒が、問題行動の加害者や被害者になるケースが増えてきている。このような障害に対する十分な知識を持って業務に当たれるよう研修の在り方、内容を工夫していく必要がある。

福井県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ・社会福祉等の専門的な知識および経験を有する者を各市町教育委員会および定時制高等学校に配置することで、小・中・高等学校において、家庭、友人関係等、児童・生徒を取り巻く環境の問題を解決する。

（2）配置計画上の工夫

- ・9市には各1名配置（福井市のみ2名）。教育研究所に2名および嶺南教育事務所に1名配置。県内の全小中学校に対応できる体制を整備している。
- ・定時制高等学校7校には2名配置。（1名は小中学校と兼務）
- ・スーパーバイザー（スクールソーシャルワーカーと兼務）1名配置。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数16名（社会福祉士6名、精神保健福祉士1名、教員免許状取得者7名）
- ・原則1日6時間、週2日、年間40週勤務。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ガイドライン「スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を目指して」策定
1ねらい 2配置状況 3支援過程 4実践事例 5スーパービジョン体制 6関係機関 7連絡先
- ・4月当初の担当者連絡協議会にて、各市町、定時制高等学校、関係機関の担当者に対して、周知を行う。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー、各市町・関係機関担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

- ・研修会2回（8月、11月）
- ・事例検討会6回（2ヶ月に1回）

（3）研修内容

- ・研修会……①「家庭と学校を支える相談支援体制」
～子どもの貧困とソーシャルワークの視点から～
②「学校現場における緊急支援の理論と実際」
- ・事例検討会……各スクールソーシャルワーカーからの事例の検討、スーパーバイザーによる助言

（4）特に効果のあった研修内容

- ・スクールカウンセラーや電話相談員と合同で研修会を行った。事例をもとにしたグループワークを中心に研修を進めた。また、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等がお互いの考えを持ち寄ってプランニングを行う機会を作った。そのため、役割分担や連携の大切さについても理解を深めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・SVの設置…県で1名配置
- ・活用方法…派遣要請のあった学校でスクールソーシャルワーカーとともにケース会議に参加して方針や対策についてアドバイスを行う。

（6）課題

- ・事例検討会では、スクールソーシャルワーカーが各事例について、役割分担や関わり方等の案を出し合って具体的な対応方法を考えることで、資質の向上を図る必要がある。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】貧困が要因と思われる不登校解決のための活用事例（①，③）

両親とも（昼間定時制高校中退）に勤労意欲が低く、父親は職についても短期間で離職し、母親は幼児が居ることと持病を理由に仕事に就かず、双方の親（裕福とは思えない）に頼りながら生活していた。そのような環境の中で、長男も長女（コミュニケーションをとることが苦手）も不登校になっていった。

S S Wは、不登校になり家に籠もる長女と面談を開始した。本人の好きな活動を一緒に楽しむことから始め、本人が「してもいいよ」という屋外に出る散歩や図書館での読書、公民館等での勉強等を続けた。人との関係を作るのが苦手なので、関係機関と連携を図り、学校からは不登校支援員、適応指導教室からは大学生を家に派遣してもらい、なるべく多くの人と接ように仕向けた。その後は、適応指導教室にも短時間なら行けるようになり、ここで高校（昼間定時制）進学のための準備を始めた。しかし、受験日当日どうしても受験に行けなくなり両親も受験を断念する。学校と連絡を取り合い、校長室での卒業式（S S Wも列席）を行い、その後通信制高校の2次試験受験について、担任が中心になり（高校卒業の資格をとらせたい一心で）進める。本人も（見学に行ってあったこともあり）その高校なら行きたいと受験し合格にこぎつけた。

経済的困窮に対しては、一時的には民生金庫の貸し付けにS S Wも同行したり、母親の就労を促したり、母親との面談を継続する中で、父親に関しての相談にもものったりしながら本家族を支え見守った。行政機関の支援を受けながら、関係機関との連携を大切に、高校進学に結びつけた事例である。

【事例2】不登校生徒のための活用事例（①，③）

入学当初より、不登校であった。保護者は学校への呼び出しに応じてくれない。家庭訪問をしても、保護者と会うことは難しい。経済的に厳しい家庭である。家にひきこもっている状態が続いていた。

学校に来る思いは強くないが、働く能力のある生徒なので、アルバイトすることを促し、就労先を紹介した。登校できない状態が続いたが、ハローワークとも連携をとり、母のアルバイト先で働くことになった。休学や退学の手続きも保護者に会えないため、進められなかったが、本校S S W、担任が家庭訪問し置手紙をするなどのやり取りで、休学の手続きをとった。

S S Wの定期的な家庭訪問で、本人の面談、気持ちの聞き取り、ハローワークを紹介する。他にも、地域の福祉児童課、地域のS S Wと、本校S S W、担任、教育相談担当でケース会議を行った。これまでの本人の様子、現在の状況、今後の学校からの支援策についてケース会議をした。

また、本校S S Wが地域の母子自立支援員、児童福祉課担当者と情報交換を行い、児童手当と母子医療の手続きができるように支援した。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・27年度に支援を受けた児童・生徒は、小学生156名、中学生139名、高校生100名である。支援件数は469件で、その内18.1%は年度内に問題が解決し、22.6%は支援中であるが好転している事例である。問題が解決および好転した件数の割合は40.7%であった。
- ・学校、関係機関と連携した活動が定着しつつあり、家庭に係る問題など児童・生徒を取り巻く生活環境の問題の改善にスクールソーシャルワーカーの活動は欠かせない。

（2）今後の課題

- ・継続支援中の事案が47.1%と前年度の62.8%から15.7ポイント下降している。この下降ポイント分は、解決あるいは好転に結びついており、支援効果が表れている。しかし、時間がかかる困難な事例が増加している傾向が引き続きあるので、ソーシャルワーカーの配置をさらに充実させていくとともに、社会福祉士、精神保健福祉士等の有資格者はもちろん、退職後の教員免許状取得者の採用を増やしていく必要があると考えている。

山梨県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

・いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待などの児童生徒の問題行動に対して、児童生徒の置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、支援することを目的とする。

（2）配置計画上の工夫

- ・全県の小・中学校を網羅するため、県内の4教育事務所に配置する。（教育事務所管内の学校数を考慮し、2名から4名を配置）また、高校への対応も必要な事例が増え、総合教育センターに2名配置する。
- ・社会福祉の専門家と教育関係の専門家を複数で配置する。（指導主事も交え、互いに相談しながら、取り組むことができるため）

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・配置人数 4教育事務所に計11名（4名配置が1箇所、3名配置が1箇所、2名配置が2箇所）、総合教育センターに2名合計13名配置。
- ・資格 13名の資格は、社会福祉士5名、精神保健福祉士1名、教員免許10名、学校カウンセラー3名（重複もあり）
- ・勤務形態 原則1人あたり、1日4時間×週3.5日×35週＝490時間

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ガイドラインや周知資料（A4判1枚の表裏のリーフレット）を作成し、全小・中学校に配付。
- ・全小・中学校への計画的な巡回訪問を実施。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象・研修回数（頻度）

- ・運営協議会（参加者：大学教授、社会福祉協議会長、スクールカウンセラー、県民生児童委員協議会長、県社会福祉会長、県精神保健福祉会長、中央児童相談所相談支援課長、こころの発達総合支援センター所長、公立小中学校長会長・教頭会長、総合教育センター相談支援部長、県警少年課対策官、適応指導教室主幹、県子育て支援課児童養護担当課長補佐、PTA協議会長、スクールソーシャルワーカー、県教委事務局、教育事務所担当指導主事）を年2回開催している。
- ・担当者会議（参加者：県教委事務局・教育事務所担当指導主事・スクールソーシャルワーカー）を年4回開催している。

（2）研修内容

- ・担当者会議において、事例検討を行うことなどで、お互いの情報共有と、支援の方向性の確認
- ・経験年数の長いスクールソーシャルワーカーを講師とした研修・グループ協議

（3）特に効果のあった研修内容

- ・経験年数の長いスクールソーシャルワーカーを講師とした研修・グループ協議
研修内容「スクールソーシャルワーカーとしての対応」
課題研究協議（グループ協議）「保護者対応とスクールソーシャルワーク」

（4）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置 無し ○活用方法 無し

（5）課題

・様々なケースに対応していくためにも、スーパービジョン体制については、必要性が高い。また、専門性向上のための研修会も必要となっているが、予算の都合上実施できない状態である。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境（貧困）問題解決のためのスクールソーシャルワーカーの活用事例（①，③）

- ◇ 生徒と兄，弟，両親の5人家族に対応のケース。両親が借金を抱え，生活に困窮しており，本生徒も発達に課題を抱え，人と関係を築くことができず不登校になっていた。家庭と本生徒への援助について，SSWに要請があった。
- ◇ 状況の把握
 - ・介入前は，借金を抱え経済的にも困窮していた。本生徒も小学校から不登校になっている。
- ◇ 支援の方法
 - ・ケース会議（学校関係者，SC，市教委，市福祉課支援担当，生活保護担当，福祉施設職員）を開催。
 - ・SSWが公的関係機関等へ支援についての相談を行った。
 - ・本生徒に対しても，声かけを行う中で関係を築き，適応指導教室への繋ぎを行った。
- ◇ 結果
 - ・経済的な援助については，まだ厳しい状況であるが，様々な機関との繋ぎにより，支援を行うことができている。継続的な関わりの中で，本生徒も適応指導教室に通えるようになってきている。

【事例2】不登校のための活用事例（③，⑥）

- ◇ 児童（発達障害）と弟，妹，両親の5人家族に対応のケース。登校渋り，学校での不適応，保護者への問題等へ対応するために，SSWの支援が始まる。
- ◇ 状況の把握
 - ・ケース会議（校長，教頭，学年主任，担任，養教，SC，市教委，市福祉課支援担当，生活保護担当，福祉施設職員）を開催し，現状の把握を行った。
 - ・SCの家庭訪問による母親や本児との面談を，継続的に実施した。
- ◇ 支援の方法
 - ・SCによるカウンセリングから本人の今まで抱えていた課題を整理するきっかけとなった。
 - ・SSWは，SCのカウンセリングを糸口に，関係者との定期的なケース会議を行なうことによって登校状況にも変化が見られてきた。また，定期的（1～2週間に1回）に学校訪問を行い，学校側の対応についても助言を行った。
- ◇ 結果
 - ・継続的なカウンセリングと組織的な支援により，本児と両親の変化を温かく見守りながら支援することができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・H27（13人配置）：支援の状況565件中（43.5件/人），解決110件，好転122件
- ・児童生徒，保護者，学校に対して必要な社会資源を紹介し，繋ぐことができた。
- ・複数配置のため，常に情報交換・連携が図られ，改善したケースが多くみられるようになってきた。
- ・長いケース対応を通して，当該校や対象児童生徒，保護者の笑顔や自信に繋げることができた。
- ・周知活動や具体的な支援方法の提示により，学校にとって身近な相談機関としての認識が高まった。

（2）今後の課題

- ・対応が一層，複雑で難しいケースが増えてきているため，専門性向上のための研修会が必要である。
- ・派遣要望の増加に伴うSSW一人当たりの負担感が増しているため，増員など体制の拡充が必要である一方，社会福祉士，精神保健福祉士の資格を有する人材の確保が難しい。
- ・周知が進み，活用が増えてきたが，時間が不足している。予算措置の必要性を感じる。

長野県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

いじめ、不登校、暴力行為などの背景にある家庭的な問題に対して、社会福祉や精神保健福祉の専門家であるSSWが介入し、児童生徒を取り巻く環境等の改善に向けて総合的な支援をする。

（2）配置・採用計画上の工夫

- ・ 県内の教育事務所に合計8名のSSWを配置し、広域的（全ての公立小中高特別支援学校）に対応
→SSWは、各教育事務所内にある「いじめ・不登校地域支援チーム」の一員として活動
- ・ 支援件数の増加に伴い、平成25年度から3名増員して合計8名に拡充（平成28年度は、さらに大幅な拡充）
- ・ 人材の確保にあたっては、県社会福祉士会や県社会福祉協議会などに協力を要請

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・ 県内の教育事務所（5ヶ所）に合計8名（東信2名、南信1名、南信飯田1名、中信2名、北信2名）を配置
- ・ 任用条件は、社会福祉士または精神保健福祉士の有資格者のみ
→現任者8名の内訳：社会福祉士（4名）、精神保健福祉士（1名）、社会福祉士及び精神保健福祉士（3名）
- ・ 配当時間は、8名の合計で4,426時間（1名平均553時間）
- ・ 年間勤務日数は8名の合計で720日（1日6時間以内の勤務）

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

- ・ 県独自事業「いじめ・不登校地域支援事業」により、各教育事務所に「いじめ・不登校地域支援チーム」を組織
→生徒指導専門指導員、いじめ・不登校相談員、SSWが連携し、市町村教育委員会や学校に対して指導助言
生徒指導専門指導員…生徒指導を担当する主任指導主事 いじめ・不登校相談員…義務校長経験者
- ・ 年度当初に教育相談関係者連絡会議を開催（対象：中学校および高等学校の教育相談担当者やSC）
→各学校の教育相談関係者に、所管する教育事務所の「いじめ・不登校地域支援チーム」及びSSWの活用方法を周知
- ・ 要保護児童対策地域協議会や児童虐待・DV防止連絡協議会への参画
→学校と福祉関係機関との連携を促進し、地域における協働支援体制を整備

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・ 県で任用しているSSW8名

（2）研修回数（頻度）

- ・ 県教育委員会が主催する全県研修会（6月と11月の年2回）
- ・ SSW実務者研修会（年5回）

（3）研修内容

- ・ 全県研修会（年2回）
→いじめや不登校の悩みを抱える児童生徒への支援の方法等に関わる研修（大学教授や有識者等を講師に招聘）
- ・ SSW実務者研修会（年5回）
→SSWの実務に必要な教育、福祉、医療などの専門的な知識と援助技術の習得を目的とした研修（事例検討を含む）

（4）特に効果のあった研修内容

- ・ 年度当初に、各教育事務所の「いじめ・不登校地域支援チーム」が集まり、スクールソーシャルワーカー活用事業の目的とSSWに期待する役割について周知するとともに、他地区の支援体制や関係機関との連携方法を研修

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- ・ SVを設置していない

（6）課題

- ・ SSWやSVの人材確保
- ・ SSWの資質向上と支援の質の均質化
- ・ SSW活用に関わる学校側への周知
- ・ 地域福祉行政サイドに対するSSW活用事業の周知

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭の貧困を背景にもつ不登校支援のための活用事例（①貧困対策、③不登校、⑥心身の健康・保健）

○家庭環境 家族構成：本人（高3女）、母親、弟（小6）

- ・母親は離婚を経て母子家庭。元夫は母親にDV、子に虐待を加えていた。本人と母親の関係は悪い。
- ・母親は月15万円程度の収入。自家用車の運転が必要という理由から生活保護を受給していなかった。

○本人の状況 欠席状況：1年次36日、2年次57日、3年次18日（3年次はSSWの介入前まで）

- ・本人は、大学を受験するつもりであるが、家庭の経済的な問題等により精神的なストレスを抱えていた。

○本人や家庭への支援と結果

- ・SSWの介入により、学校、SC、医療機関（医師、MSW）が連携した支援を開始。本人が精神科への通院を開始。
- ・学校、SSW、SC、医師、MSWによる支援会議を複数回実施。SCとMSWから学校側に本人への関わり方を助言。
- ・本人がうつ病と診断され、本人を入院治療させるために自治体の福祉課と連携。自立支援医療費や高額療養費を申請。
- ・本人は入院先から登校できるようになった。家庭が奨学金を申請。短期大学に合格。

【事例2】家庭環境の問題を背景にもつ不登校支援のための活用事例（①家庭環境、③不登校、④児童虐待）

○家庭環境 家族構成：本人（小4男）、母親、祖母

○本人の状況 欠席状況：週1～2日程度の欠席が見られるようになってきていた。

- ・本人が、「友人にからかわれている」と担任に相談してきたため個別面談を実施。状況を聴き取る中で、本人の食事が毎日菓子パン程度であること、入浴は週に1回程度など、家庭的な問題がわかった。
- ・母親は心身の不調とネグレクト。同居している祖母は統合失調症。母親と祖母は家庭内で頻繁に口論を繰り返していた。
- ・本人は、家庭でのストレスから精神的に不安定になり、学校を欠席する日が増えてきていた。

○本人や家庭への支援と結果

- ・SSWの介入により、学校内の役割を分担。本人の気持ちを傾聴受容する時間を定期的に設定。心の安定につながった。
- ・個別面談の中でネグレクトの実態がわかり児童相談所と連携。本人に自傷や他害などの攻撃性がみられたため一時保護。
- ・要保護児童対策地域協議会を活用し、SSW、自治体の福祉課、保健師、教育委員会、児童相談所などが連携。
- ・母親が自治体の福祉課や保健師に相談できるようになり、母親自身が精神的に落ち着き家庭生活が安定。
- ・本人の欠席もなくなり、学校生活も安定してきている。

【4】成果と今後の課題

(1) スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・SSWによる支援の実績

年度	SSW 人数	のべ 支援件数	訪問回数			ケース会議 開催回数	解決又は 好転の割合
			学 校	家 庭	関係機関		
H24	5名	501件	406回	222回	175回	349回	46.3%
H25	8名	716件	713回	287回	170回	535回	39.4%
H26		864件	921回	549回	367回	678回	40.6%
H27		727件	909回	287回	267回	634回	51.3%

- ・平成27年度のべ支援件数727件 →不登校への支援172件のうち40件が解決、47件が好転
→家庭環境への支援202件のうち31件が解決、66件が好転
- ・SSWが関係機関への訪問を積み重ねたことにより、要保護児童対策地域協議会や児童虐待・DV防止連絡協議会等に参画できるようになってきている。
- ・支援の要請がある児童生徒について、背景に抱える問題が複雑になってきている。

(2) 今後の課題

- ・SSWの配置人数や配置時間数とともに、人材の確保や養成、効果的な配置等について引き続き検討が必要。
→国の「チームとしての学校」の動向等を注視しながら、本県における適正配置について検討する。
- ・SSWの資質向上と支援の質の均質化が必要。
→SSW個々の力量とともに支援の質の均質化を含めた研修が必要。平成28年度より職務研修と自己課題研修を導入。
- ・学校側が児童生徒の抱える問題を早期に発見してSSWの介入に結びつけるため、教職員へのさらなる周知が必要。
- ・連携する関係機関の担当者の異動等があるため、引き続き（毎年）地域福祉行政サイドにSSW活用事業の周知が必要。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】家庭環境の問題のための活用事例（①⑥）

Aは、毎日登校しているが、いつも午前中はイライラした様子が見られる。母子家庭で、母親は体調を崩しているようだが、学校では詳細を把握することができずにいた。スクールソーシャルワーカーが家庭訪問し、母親はうつ病のため、働くことができず、食事も作れず、子どもの世話をすることさえ難しい状態にあることが明らかになった。まず、家庭の課題を解決することが必要であると判断し、Aの家庭の支援方法について、学校とスクールソーシャルワーカーで話し合いの場をもち、次の2点から支援を行うことにした。

- ・母親の精神保健福祉手帳を取得する。
- ・家庭と母親を福祉課につなぎ、必要なサービスを受けられるようにする。

スクールソーシャルワーカーが役所で入手した精神保健福祉手帳の申請用紙をA宅に届け、手続き方法等を説明し、福祉課に相談に行くようアドバイスをした。その後も、定期的にAの家庭や福祉課と連絡をとり、宅配の弁当を取ったり、ヘルパーを依頼したりする手続きを母親とともに進めていった。ヘルパーが家庭に入る際には、福祉課とヘルパー事業所、学校をつなぎ、子どもたちに接する際の留意点の確認等を行うケース会議を実施した。

支援の結果、必要なサービスが受けられるようになり、家庭生活全体が安定した。Aの学校での様子も以前より落ち着いたものとなった。

【事例2】発達障害等に関する問題のための活用事例（③⑥）

Bは、幼児期から落ち着きがなかった。園から抜け出して川や神社で遊ぶことも多く、落ち着いて集団生活を送ることができなかった。小学校入学後も同様の行為が見られ、中学年から不登校傾向が見られるようになった。

校内ケース会議を開催し、スクールソーシャルワーカーによるアセスメントを行う中で、家庭環境と地域環境に課題があることが明らかになった。そこで、スクールソーシャルワーカーから学校に対し、次のような支援案を提案した。

- ・学校と家庭、スクールソーシャルワーカーだけでは対応できない、地域全体の課題を解決するため、学校、教育委員会、行政、民生委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによるケース会議を開催し、解決方法を考えること。
- ・家庭と学校の共通のルールづくりをすること。長期目標と短期目標を設定し、定期的に面談を行うこと。

スクールソーシャルワーカーが提案した支援案に基づき、継続的に支援した結果、Bは以前より落ち着いて生活ができるようになってきた。それに伴い、登校リズムも徐々に整い、小集団活動に取り組むことができるようになりつつある。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ・本事業について、様々な場面で周知を図ったことにより、スクールソーシャルワーカーの派遣要請が確実に増加した。また、学校だけでは対応が難しい事案のうち、解決あるいは好転した事案も見られた。
- ・支援の対象となった児童生徒数（平成26年度）22人→（平成27年度）73人
- ・学校、家庭等への訪問活動の回数（平成26年度）220回→（平成27年度）428回
- ・教職員等とのケース会議の開催回数（平成26年度）34回→（平成27年度）97回
- ・関係機関等とのケース会議の開催回数（平成26年度）25回→（平成27年度）51回
- ・連携した関係機関等の件数（平成26年度）34件→（平成27年度）73件
- ・解決・好転した件数（平成26年度）4件（12.5%）→（平成27年度）38件（44.2%）

（2）今後の課題

- ・市町村教育委員会や各小・中学校に対して、スクールソーシャルワーカーの役割や有用性について周知を図り、積極的な活用を一層推進する。
- ・福祉の分野あるいは教育の分野において専門的な知識や経験を有する人材を確保する。

静岡県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

- ア 不登校、ネグレクトなど、子どもが抱える問題に対して社会福祉の視点で関わり、関係機関との連携を図りながら、子どもを取り巻く環境へアプローチをすることで解決を図る。
- イ 学校の教育活動に対して、ソーシャルワーク的な視点とアセスメントを踏まえたチームアプローチの手法を取り入れることによって、学校や教職員が持っている力を生かした計画的なチーム対応をする学校体制づくりを支援する。

（2）配置計画上の工夫

県内全市町へ普及させるために2年ごとに配置市町を替えている。平成27年度は、4市3町に配置するとともに、教育事務所にも配置し、必要に応じて県内各市町に派遣ができるようにした。学校の実態や抱える問題に応じた適切な支援を行うため、拠点校型、派遣型、巡回型等、配置を工夫している。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ア 配置人数 24人
- イ 資格 社会福祉士、精神保健福祉士、その他社会福祉に関する資格、教員免許状 等
- ウ 勤務形態 1日6時間以内、週29時間以内、年35週程度の勤務とする。

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

ビジョンには、配置のねらい、スクールソーシャルワーカーの特性・業務内容、期待される効果・留意点、校内の生徒指導体制の組織化、市町教育委員会の支援等について記載している。配置市町教育委員会及び関係の学校に送付し、周知を図っている。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

スクールソーシャルワーカー、配置市町教育委員会担当指導主事、
参加を希望する市町教育委員会担当指導主事

（2）研修回数（頻度）

年6回

（3）研修内容

- ア 講義 「スクールソーシャルワーカーの支援対象と支援計画」、「包括的なアセスメントと相互作用を意識したプランニング」
- イ 演習 「学校におけるアセスメントとプランニング」、「包括的アセスメント」
- ウ 協議 「各市町教育委員会における活用ビジョンについて」等
- エ スーパーバイザーによるスーパーバイズ

（4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカーと配置市町教育委員会担当指導主事に加え、各校生徒指導主事等を交えて講義や演習を行った。特に演習（事例検討）では、スクールソーシャルワーカーが各校生徒指導主事をリードするファシリテーター役を務めることによって、ケース会議における力量を高めることができた。また、スクールソーシャルワーカーについて、参加者である各生徒指導主事等の理解を深めることができた。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

- S Vの設置 有り
- 活用方法

スクールソーシャルワーカーと配置市町教育委員会担当指導主事、参加を希望する市町教育委員会担当指導主事に対して、スキルアップのための助言や活用ビジョンについての助言を行う。また、各校の教頭、生徒指導主事等に対して、スクールソーシャルワーカーの活動内容や活用方法、教員のアセスメント力やプランニング力の重要性について講義・演習を行う。

（6）課題

スクールソーシャルワーカーの資質向上につながる研修内容にするため、県の方針、スーパーバイザーの意向、各市町教育委員会や各スクールソーシャルワーカーの要望等を踏まえ検討を行う。

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】ネグレクトを要因とする不登校問題解決のための活用事例（③④）

小学校男子児童（A男）と中学校男子生徒（B男）の兄弟が不登校になった。A男の担任が家庭訪問をすると、母親は寝ていて部屋から出てこない。A男の前担任に家庭の状況について確認すると、父親が保護者面談等の学校行事に関わっていることが分かった。A男、B男の各担任が子どもの状況について父親に聞くために電話をしてもなかなか連絡がとれない。不登校についてははっきりした理由がわからない状態が続いていた。

スクールソーシャルワーカーは小学校・中学校・教育委員会・児童民生委員の合同ケース会議を開き、情報共有とプランニングを行った。児童民生委員の情報によると、母親が難病の診断を受けていること、子どもたちは母親を心配するあまりに登校を渋っている傾向にあることが明らかになった。そこで、各担任は、子どもの心のケア、保護者との信頼関係づくりに取り組むことになった。また、小中学校で連携して父親と面談する機会を持つことになった。父親との面談の結果、A男については、父親の仕事の時間帯に配慮して学校に登校を受け入れることとなった。B男については、学校復帰に向けて適応指導教室へ通級し、学校復帰を目指していくことになった。A男は毎日登校できるようになり、B男は適応指導教室へ楽しく通級するようになった。

【事例2】発達障害を要因とする問題行動解決のための活用事例（⑤⑥）

小学校女子児童（B子）は、「友達を棒で殴る、突き飛ばす」「暴言を吐く」「授業中に離席をする」などの様々な問題行動を繰り返し起こしていた。B子はパニックになると攻撃的態度になること、日頃の生活の中で口に物を入れる等の退向現象の行動をとることから、問題行動の要因は発達障害ではないかと考えられ、B子の保護者も不安に思っていた。

スクールソーシャルワーカーは、校長、教頭、学年主任、担任、養護教諭、スクールカウンセラーの賛同を得て校内ケース会議を開いた。ケース会議の結果、担任は本人が落ち着いて生活できるように褒める機会を増やす、保護者に医療機関への相談を提案する、養護教諭はB子に対して物を口に入れる危険性について教える、スクールカウンセラーはB子の表れに対して不安を持つ保護者に対してカウンセリングをするなど役割分担を明確にして、継続的なチーム体制を整えて支援した。また、保護者が学校でB子の様子を観察する機会を設け、B子に対する学校の支援について理解を得るようにした。その後、B子が医療機関を受診した結果、ADHDと診断されたため、B子の表れは発達障害が要因であることが分かり、保護者の不安感は払拭され、学校と保護者で協力してB子に対する支援をしていくこととなった。

学校の支援体制を整え、保護者と協力してB子に対して支援したことで、B子は授業中も離席をせず、友達への暴力行為を起こすことが少なくなった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

- ア 平成27年度は、延べ1,462人の児童生徒が支援の対象となった。スクールソーシャルワーカーが関わることで不登校や家庭の問題等を抱えた児童生徒や保護者に対し効果的な対応をすることができた。
- イ 平成27年度は、417回のケース会議が実施された。ケース会議にスクールソーシャルワーカーが参加することで、包括的にアセスメントすることができ、解決に向けた取組が具体的かつ多角的になった。また、対象児童生徒への配慮事項を多くの教員が共有し役割分担が明確になった。
- ウ スクールソーシャルワーカーの働き掛けにより、他機関との連携が取りやすくなった。
- エ スクールソーシャルワーカーから見立て等を学ぶことで、教職員の資質が向上した。

（2）今後の課題

- ア 国の方向性を受け、本県でもスクールソーシャルワーカーの配置拡充を目指しているが、スクールソーシャルワーカーの人数が少なく、人材の確保が困難な状況にある。今後は、人材育成を視野に入れながら、スキルアップ研修会などの研修の場を充実させ、スクールソーシャルワーカーの資質向上を計画的に行っていくことが必要である。
- イ 平成20～27年度に33市町中23市町に対してスクールソーシャルワーカーを計画的に配置してきたことにより、少しずつスクールソーシャルワーカーの認知は進んでいるが、まだ十分とは言えない。そのため、今後も様々な機会を通してスクールソーシャルワーカーの役割や有用性について積極的に周知していく必要がある。
- ウ スクールソーシャルワーカーが問題を抱える児童生徒に対して効果的に対応できるようにするために、配置市町教育委員会が明確なビジョンを持つことができるように、今後、連絡協議会の中で協議をしたい。

愛知県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

心の問題とともに家庭環境など複雑な背景を抱える生徒に対し、生徒が置かれた環境にはたらきかけ、生徒の抱える問題の解決に向けた支援を行うため、県立高等学校にスクールソーシャルワーカーを置く。

（2）配置・採用計画上の工夫

スクールソーシャルワーカー2名を、県立高等学校昼間定時制2校に配置し、主として定時制・通信制の高校に派遣できる体制を構築した。

（3）配置人数・資格・勤務形態

配置人数…2名 資格…社会福祉士 勤務形態…1日7時間×週2回×40週

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

「県立学校スクールソーシャルワーカー設置要綱」を策定し、ソーシャルワーカー自身及び全県立高校に配付するとともに、活用方法について設置校連絡会議等で周知している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

県立高等学校（定時制）相談担当教員及びスクールソーシャルワーカー

（2）研修回数（頻度）

年1回

（3）研修内容

○スクールソーシャルワーカー設置事業の概要説明

事業開始初年度であることから、スクールソーシャルワーカー設置事業の趣旨及びスクールソーシャルワーカーの活用方法等について、教育委員会より説明した。

○スクールソーシャルワーカーと相談担当教員との研究協議

スクールソーシャルワーカー1名とその派遣校の相談担当教員でグループをつくり、各学校の現状と課題、及びスクールソーシャルワーカーの具体的な対応事例について、研究協議を行った。

（4）特に効果のあった研修内容

スクールソーシャルワーカーと相談担当教員との研究協議において、具体的な事例とその対応について共通認識を持つことができ、その後の活用の充実につながった。

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

スーパーバイザーの設置なし

（6）課題

- ・スクールソーシャルワーカーの活用方法の周知
- ・スーパービジョン体制の構築（スーパーバイザーの設置）

【3】スクールソーシャルワーカーの活用事例

【事例1】 貧困対策のための活用事例（①、③）

<状況>

本人は保護者とともにアパートに住んでいるが、保護者はそのアパートでは寝泊まりしない。料金を払わないので、電気、ガス、水道が止められている。本人は他所で風呂に入ったり、洗濯したりしており、遅刻欠席が多く、単位も半分程度しか修得できていない。

<対応>

S S Wが市の水道局に掛け合い、コンビニエンスストアで料金を支払った後すぐに水道を使えるようになった。保護者が申請していなかった手当をさかのぼって給付してもらえることになった。自宅アパートにはゴミがたまり、清掃もされておらず、トイレ、風呂が使える状況ではなかった。S S Wが本人の了解を得て、S S W、学校職員と児童相談所職員で3日間部屋の片付けと清掃を手伝った。その結果、自宅でトイレ、シャワーを使い、洗濯ができるようになった。本人、保護者ともに生活状況が安定し、その後は、遅刻、欠席がほとんどなくなった。

【事例2】 家庭環境に関する問題のための活用事例（①、⑥）

<状況>

本人の家庭は一人親家庭であり、知的障害のあるきょうだいがいる。保護者は仕事で手一杯の状況であり、きょうだいの世話はもっぱら本人が行っている。その結果、学校の欠席が増え、このままでは単位認定が危ぶまれる状況であるが、学校から家庭内の問題に踏み込むことができずにいる。

<対応>

S S Wが市の関係機関や医療機関と、訪問や電話連絡等を通じて連携し、家庭訪問も頻繁に行いながら、障害のあるきょうだいへの支援方法やそれに対する家庭の関わりを総合的に整理し、その状況を学校にも伝えた。学校は、なかなか踏み込みにくかった家庭内の問題についてもより明確に把握することができ、本人に対する支援計画を立てることができた。結果として、本人の連続欠席はほとんどなくなり、S S Wの支援を継続して受けながら安定した学校生活を送れるようになった。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

スクールソーシャルワーカーの設置の効果

平成27年度	問題解決	好転している が継続支援中	継続支援中	その他	合計
支援件数	14件	22件	55件	16件	107件
支援生徒数	11人	7人	26人	11人	55人

スクールソーシャルワーカーが介入することにより、状況が好転した生徒数は、55名中18名（32.7%）であった。スクールソーシャルワーカーが継続的に支援することで、本人が学校を続けることができているなど、スクールソーシャルワーカーの存在自体が生徒の支えになっている。

（2）今後の課題

平成28年度は全日制にも対応できるよう、スクールソーシャルワーカーを増員したが、今後は、スクールソーシャルワーカーが効率的に支援を行い、配置効果を高めるために、スーパーバイザーの配置が必要である。

三重県教育委員会

【1】スクールソーシャルワーカーの推進体制について（平成27年度）

（1）スクールソーシャルワーカー配置の主な目的

小中高等学校において福祉的なアプローチの必要な事案や、深刻かつ複雑な生徒指導上の事案等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童生徒に支援を行う。

（2）配置・採用計画上の工夫

平成27年度スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項等に基づき、県教育委員会に8名を配置し、県立高等学校6校を定期的に訪問するとともに、要請のあった市町教育委員会及び学校に対して派遣する。

採用については、三重県のホームページに募集要項を掲載し、ハローワークを通して募集を行っている。また、人材の確保のため、社会福祉協議会と連携をしている。

（3）配置人数・資格・勤務形態

- ・県教育委員会に8名配置
- ・社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士、教員免許状
- ・7時間×123日

（4）「活動方針等に関する指針」（ビジョン）策定とその周知方法について

指針には、趣旨・目的、支援内容、支援までの手続き、三重県教育委員会におけるSSWを含めた支援組織について記載している。要項については、県教育委員会のホームページに掲載している。

【2】スクールソーシャルワーカーの資質向上に向けた研修体制について

（1）研修対象

- ・スクールソーシャルワーカー8名

（2）研修回数（頻度）

- ・年間2回の大学教授によるスーパーバイズ
- ・年間20回程度の事務局職員や関係機関職員等を講師とした研修会、及び事例検討会
- ・各種研修会への参加

（3）研修内容

- ・スクールソーシャルワーカーの業務（役割）に関連する研修
- ・事例検討
- ・事務局職員を講師とした人権教育や生徒指導、奨学金等に係る研修
- ・外部講師を招いた、特別支援の必要な児童生徒への対応についての研修
- ・国際交流財団等、関係機関との連携による研修
- ・少年鑑別所見学
- ・SSWの効果的な活用、事例検討等について、大学教授による年間2回のスーパーバイズ

（4）特に効果のあった研修内容

- ・大学教授によるスーパーバイズ
- ・関係機関等との連携による研修

（5）スーパーバイザーの設置の有無と活用方法

○SVの設置

- ・大学教授をスーパーバイザーとして設置

○活用方法

- ・年に2回の研修会での指導・助言

（6）課題

- ・三重県内にスクールソーシャルワークの専門家がないために、県外の専門家である大学教授を招聘せざるを得ない。

【3】スクールソーシャルワーカー（以下SSW）の活用事例

【事例1】家庭環境の問題対応のための活用事例（①、⑤）

（状況）当該児童は、ひとり親家庭で、保護者は介護施設で勤務をし、当該児童の面倒は姉がみていた。しかし、家計を助けるため、姉が働き始めたため、当該児童の生活が乱れた。当該児童は、遅刻が多く、朝食をとらずに登校しており、学校生活においては、友だちとのトラブルが絶えなかった。また、学習面での遅れも見られ、教室での一斉授業には、ついていけない状態であった。

（対応と経過）家庭的な不安定さから、当該児童の生活習慣が乱れ、問題行動につながっている可能性があるため、家庭環境への支援をSSWが行った。SSWは、市の福祉担当課及び地域の関係機関、市教育委員会との連携のもと、定期的にケース会議を実施した。

（結果）ケース会議を行うことにより、それぞれの機関が持っている情報を共有でき、多方面からの支援を計画的に実施できるようになった。そして、市の福祉機関が家庭訪問する回数が増え、家庭の状況がよく分かるようになり、学校と家庭が困り感を共有し、今後の方向性を認識することができた。その結果、保護者の勤務形態が変わったこともあり、当該児童も朝食を食べ、遅刻せずに登校できる日が増えた。また、学校内でも、個別指導が必要な児童についての支援体制が整い、そのことが、当該児童の安定した学校生活にもつながった。

【事例2】スクールカウンセラー（以下SC）との連携した対応のための活用事例（①、③、⑥）

（状況）当該生徒は、中学1年生の時に心身の不調を訴え不登校となった。自営業を営む保護者は、経済的に厳しい状況にあったことから、保護者間でのトラブルが絶えない状況にあった。学校は就学支援のための申請書を提出するよう何回も勧めたが、保護者の意向から提出がなされない状況が続いた。

（対応と経過）家庭的な不安定さから当該生徒の心身に影響が出ていると考え、SSWとSCが連携を図りながら支援にあたった。SSWは、定期的に関係者を集め、ケース会議をしながら情報共有と役割分担等の助言を行い、支援体制を構築した。また、SCは、養護教諭・担任とともに繰り返し家庭訪問を行うことで、当該生徒の心のケアを図った。

（結果）SSWとSCの連携により、短期間で分かりやすい目標を設定することで、関係者がそれぞれの役割を理解したうえで、自分の困り感を少しずつ語り始めた当該生徒や保護者に対応することができた。その結果、当該生徒は、2年次から適応指導教室へ通い、3年次からは学校に登校できるようになった。そして、高校進学を希望するようになった。さらに保護者は、就学援助の申請用紙を学校に提出することができた。

【4】成果と今後の課題

（1）スクールソーシャルワーカー活用事業の成果

・福祉的なアプローチが必要な児童生徒、家庭等への支援を積極的に行うことにより、児童生徒の学習環境や生活環境が整備されるとともに、学校の組織体制が強化され、関係機関等とのネットワークづくりが進んだ。

・スクールソーシャルワーカーの学校訪問回数

H25年度：478回、H26年度：575回、H27年度：869回

・課題解決のための関係機関とのケース会議の実施状況 228回

・関係機関と連携した回数 586件

（2）今後の課題

・社会福祉士や精神保健福祉士等、専門的な知識や経験を有する人材の確保

・必要な時に協働することができる関係機関とのネットワークのさらなる構築

・未然防止、早期発見・早期対応の取組

・学校や市町教育委員会とのさらなる連携